## 令和4年版

# 大船渡市の環境

――― 自然環境を守り・生かすまちづくり ―――

第 30 号 大 船 渡 市

# 「自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡」 をめざして



美しい山々と豊かな海に囲まれたまち、 大船渡市。この市章は、大船渡市の「大」 の字を波と山でデザイン化しました。海 から、そして陸からも大きく発展するよ うにという願いをこめて表したものです。

第1部	総 説
第1章	大船渡市の概要
第1	地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2	位置・面積・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第3	気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第4	人口と世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第5	産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6	土地の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第7	その他の統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1	ごみ収集状況・・・・・・・5
2	し尿処理状況・・・・・・・・・・5
3	自動車保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	净化槽設置状況 · · · · · · · · 6
5	都市公園
第2章	大船渡市における環境公害防止体制
第1	環境公害行政の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第2	環境公害行政組織と処理分担・・・・・・・・・・・・・・・・・21
1	組織 21
2	処理分担 · · · · · · · · · 22
第3	大船渡市環境審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第3章	第2次大船渡市環境基本計画(概要抜粋)
第1	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · 24
3	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4	望ましい環境像・・・・・・・・・・・・25
5	基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 25
第2	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第3	施策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第4	行動指針 · · · · · · · · · 32
第5	環境基本計画の分野別の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・33

### 第2部 環境の現状と対策

第1章	大気汚染	
第1	概況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
第2	大気汚染の監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
1	二酸化窒素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	降下ばいじん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3	酸性雪(酸性雨) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	37
第3	工場・事業場等対策及び規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
1	法及び条例に基づく届出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
2	ばい煙施設等への立入調査状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
4	野外焼却行為に関する指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第2章	水質汚濁	
第1	概況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42
第2	公共用水域等の監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
1	河川等の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2	海域の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
3	地下水の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第3	水生生物による河川水質調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第4	工場・事業場に対する規制、指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
1	法及び条例に基づく届出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
2	特定工場、事業場等への立入調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第5	公共用水域での流出油事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第3章	騒音・振動・悪臭	
第1	騒音・振動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
1	概況	61
2	一般環境騒音に係る調査測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
3	自動車騒音常時監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
4	工場・事業場に対する規制、指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
5	特定建設作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第2	悪臭	66
第4章	公害苦情処理	
第1	概況	67
第2	公害苦情の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第3	公害苦情の解決状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第5章	東日本大震災	
笙 1	災害廢棄物処理関係	69

	1	災害廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	2	防疫作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	3	し尿処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	第2	放射線量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第	6章	その他	
	第1	一般廃棄物試験分別収集事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	1	事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	2	モデル地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	第2	エコライフ推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	1	事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	2	実践校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	76
<del>44</del>	<b>—</b>	ン欠 1/rl	
巻	末	資 料	
	第1	環境基準等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95

第1部 総

説

#### 第1章 大船渡市の概要

#### 第1 地形

大船渡市は、岩手県の南東部、景観に優れた三陸復興国立公園の南部に位置しています。

奥行きの深い大船渡湾をはじめ、門之浜湾、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾を有し、大船渡湾を囲む平地とその背後の北上山系に連なる五葉山、氷上山、今出山などの丘陵地、山岳地によって形成されています。

三陸復興国立公園碁石海岸、五葉山県立自然公園に代表される「海」と「緑」の自然に囲まれたまちで、三陸沿岸地域の拠点都市として、さらなる発展が期待されています。

#### 第2 位置·面積

表1 位置及び面積

	位	面積					
東経	141°	42 <b>′</b>	30"	200 5112			
北緯	$39^{\circ}$	04'	56"	322. 51k m²			

<sup>(</sup>注) 位置は、市本庁舎の位置。

#### 第3 気候

気候は、温暖湿潤気候で年平均気温が 12℃前後と温暖であり、夏は海風によって涼しく、冬の積雪は少ない状況にあります。

表 2 気象状況

年次	降水量	気温			平均風速	平均湿度	日照時間
十八	(mm)	平均	最高極値	最低極値	(m/s)	(%)	(h)
平成20年	1, 408. 5	11.4	30. 2	-8.3	2.4	72	1, 694. 2
平成21年	1, 559. 5	11. 7	32.8	-5.5	2.4	69	1, 664. 1
平成22年	1,820.0	11. 9	35. 0	-7.3	2.3	71	1, 593. 4
平成23年※	1, 148. 0	12.4	35. 4	-8.0	2.4	69	1,721.4
平成24年	1, 512. 0	11.3	34. 6	-11.0	2.5	69	1,748.0
平成25年	1, 284. 5	11.3	33.8	-8.6	2.7	71	1, 685. 4
平成26年	1, 718. 5	11.6	35. 9	-6.6	2.8	71	1, 909. 2
平成27年	1, 674. 5	12.5	37.0	-5.5	2.9	71	1, 922. 7
平成28年	1, 608. 5	12.3	34. 5	-4.9	2.8	72	1, 859. 9
平成29年	1, 425. 0	11.6	33. 4	-8.2	2.7	73	1, 766. 0
平成30年	1, 518. 5	12.4	35. 0	-8.3	2.7	72	1,800.9
令和元年	1,722.0	12.3	35. 6	-6.8	2.8	72	1, 916. 4
令和2年	1, 554. 0	12.5	34. 9	-6. 1	2.6	74	1, 619. 6
令和3年	1, 705. 5	12.5	33. 7	-9.2	2.8	74	1, 838. 2

資料:大船渡特別地域気象観測所

<sup>(</sup>注) 平成23年は、資料不足値としての公表データ

#### 第4 人口と世帯数の推移

本市の人口は、昭和55年をピークに徐々に減少しています。

表3 人口の推移 (各年10月1日)

年次	世帯数	,	人口(人)		1世帯当り	人口密度	摘要
平(人	(世帯)	総数	男	女	人口(人)	$($ 人 $/$ k $$ m $^{2})$	<b>加安</b>
昭和40年	10, 493	48, 626	23, 392	25, 234	4. 63	150. 5	第10回国勢調査
昭和50年	12, 960	49,675	24, 045	25, 630	3.83	153. 7	第12回国勢調査
昭和60年	14, 070	49, 041	23, 940	25, 101	3. 48	151.7	第14回国勢調査
平成 7年	14, 701	46, 277	22, 417	23, 860	3. 15	143. 2	第16回国勢調査
平成12年	15, 017	45, 160	21,611	23, 549	3. 01	139.7	第17回国勢調査
平成17年	15, 138	43, 331	20, 592	22, 739	2.86	134.0	第18回国勢調査
平成22年	14, 819	40, 737	19, 412	21, 325	2.75	126.0	第19回国勢調査
平成27年	14, 807	38, 058	18, 581	19, 477	2.57	118.0	第20回国勢調査
令和2年	14, 124	34, 728	16, 679	18, 049	2.46	107.7	第21回国勢調査
令和3年	14, 836	33, 949	16, 359	17, 590	2. 29	105.3	岩手県毎月人口推計

資料:総務省統計局「国勢調査 人口等基本集計」

#### 第5 産業の動向

本市における産業は、卸売・小売業が事業所数、従業員数ともに最も多くなっていますが、 そのほかには建設業や製造業が中心となっています。

表4 産業別事業所及び従業員数

事業所で行っている産業	平成24年 平		平成	26年	平成28年	
(大分類)	事業所数	従業員数 (人)	事業所数	従業員数 (人)	事業所数	従業員数 (人)
総数	2,042	13, 374	2, 254	15, 813	2, 471	16, 744
(事業所数は事業内容等不詳を含む)						
農業・林業	17	100	9	54	11	94
漁業	7	124	8	198	8	197
(農業、林業、漁業間格付不能)	1	10	-	-	-	_
鉱業、採石業、砂利採取業	4	96	5	47	4	120
建設業	209	2,095	249	2, 319	280	2, 262
製造業	143	1,890	177	2,900	182	3, 100
電気・ガス・熱供給・水道業	2	55	3	57	3	52
情報通信業	10	62	18	127	21	127
運輸業、郵便業	51	715	59	857	69	861
卸売・小売業	543	3, 320	603	3, 515	646	3, 657
金融・保険業	40	286	41	294	35	327
不動産業、物品賃貸業	122	268	136	379	276	523
学術研究、専門・技術サービス業	51	208	61	245	78	260
宿泊業、飲食サービス業	183	939	213	1,059	213	1,063
生活関連サービス業、娯楽業	208	615	232	701	226	699
教育、学習支援業	45	171	52	136	64	151
医療、福祉	116	1, 356	140	1,695	155	1,868
複合サービス事業	25	318	28	328	25	433
サービス業 (他に分類されないもの)	151	746	163	902	175	950

資料:総務省統計局「平成26年経済センサスー基礎調査」

総務省統計局・経済産業省「平成 24 年経済センサス―活動調査」、「平成 28 年経済センサス―活動調査」

#### 第6 土地の利用状況

本市は約70%が山林、原野で占められ、平坦地が少ないことから丘陵地等の利用が図られています。

#### 表5 土地の利用状況

(令和4年3月31日現在 単位:km²)

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
322.51	2. 99	6. 08	10.60	220. 12	2. 28	9. 25	71. 19

資料:市税務課(令和4年度概要調書)

表6 土地の利用規制の状況

(令和4年3月31日現在)

		区 分	面積 (ha)	構成比 (%)	区		分	面積 (ha)	構成比 (%)
		総 面 積	32, 330			囲	第1種	26	1.6
		第1種低層住居専用地域	151	16. 4		立	第2種	232	14.0
		第1種中高層住居専用地域	58	6.3	自	公園	第3種	1,401	84.4
		第2種中高層住居専用地域	43	4. 7	然	風	小 計	1,659	100.0
		第1種住居地域	254	27.7	公園	県	第1種	40	1. 1
都市	用	第2種住居地域	18	2.0	地	立	第2種	205	5. 5
計	途地	近隣商業地域	58	6.3	域公	公園	第3種	3, 507	93. 4
画区	域	商業地域	53	5.8		困	小 計	3, 751	100.0
域		準工業地域	110	12.0			計	5, 410	16. 7
		工業地域	67	7.3					
		工業専用地域	106	11.5					
		小 計	918	100.0					
		計	6, 941	21.5					
		田	350	12.4					
農	農	畑	1, 122	39. 9					
業	用	樹園地	35	1.2					
振興	用	農業用施設用地	4	0.1					
地	地	森林原野	1,301	46. 3					
域		小 計	2,812	100.0					
		計	5, 569	17. 2					

資料:市土地利用課、市農林課、市観光交流推進室

(注) 端数処理の関係から、表の中の計算が合わない場合があります。

表7 国・県道等の状況

路線名		気仙管内 延長(m)	市内分 延長(m)	市内舗装 延長(m)	市内分 舗装率(%)
	45号	83, 677. 0	60, 938. 0	60, 938. 0	100.0
国 道	107号	31, 518. 1	10, 274. 2	10, 274. 2	100.0
	小計	115, 195. 1	71, 212. 2	71, 212. 2	100.0
`	大船渡綾里三陸線	28, 813. 5	28, 813. 5	28, 813. 5	100.0
主 要 地方道	大船渡広田陸前高田線	28, 417. 2	5, 580. 7	5, 580. 7	100.0
70.77 <u>F</u>	小計	57, 230. 7	34, 394. 2	34, 394. 2	100.0
	上有住日頃市線	10, 665. 5	6, 361. 2	6, 361. 2	100.0
	唐丹日頃市線	12, 497. 1	12, 497. 1	12, 497. 1	100.0
	丸森権現堂線	7, 098. 2	7, 098. 2	7,098.2	100.0
一般県道	碁石海岸線	4, 757. 3	4, 757. 3	4, 757. 3	100.0
	崎浜港線	5, 420. 6	5, 420. 6	5, 420. 6	100.0
	吉浜上荒川線	10, 034. 9	10, 034. 9	10, 034. 9	100.0
	小計	50, 473. 6	46, 169. 3	46, 169. 3	100.0
	合 計	222, 899. 4	151, 775. 7	151, 775. 7	100.0

資料:南三陸沿岸国道事務所(令和4年3月31日)

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター(令和4年3月31日)

- (注)・舗装済には軽防塵舗装を含む。
  - ・国道 45 号には三陸縦貫自動車道分を含む(気仙管内 38,307m、市内分 26,951m)。

表8 市道の状況

	総	計	路面別内容					
年度	路線数	延長(m)	未割	i装	舗装	舗装済		
	哈脉致	延茂(Ⅲ)	延長(m)	割合(%)	延長(m)	割合(%)		
平成								
27	1, 437	607, 273	198, 486	32.7%	408, 787	67.3%		
28	1, 437	606, 136	197, 070	32.5%	409, 066	67.5%		
29	1, 439	608, 524	197, 009	32.4%	411, 515	67.6%		
30	1, 447	611, 424	196, 722	32.2%	414, 702	67.8%		
令和								
元	1, 478	613, 068	196, 310	32.0%	416, 758	68.0%		
2	1, 483	613, 429	195, 956	31.9%	417, 473	68.1%		
3	1, 484	613, 686	195, 956	31.9%	417, 730	68.1%		

資料:市建設課

#### 第7 その他の統計

#### ごみ収集状況

当市のごみ収集は、当市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合が行っています。

収集したごみは、中継施設の大船渡地区クリーンセンター(大船渡市猪川町字藤沢口)へ集 め、処理施設の岩手沿岸南部クリーンセンター(釜石市大字平田)へ運搬し処理しています。

可燃ごみ収集量は、平成23年度からほぼ横ばいで推移していましたが、平成28年度以降 減少傾向となっています。

また、不燃ごみ収集量については、平成23年度をピークにその後は減少傾向となっていま す。

収集ごみ以外の、大船渡地区クリーンセンターに直接持ち込まれるごみについては、震災 前に比べて減少傾向にあります。

表9 ごみ収集状況

(単位: t) 令和3年度 令和2年度 市町別 不燃ごみ 可燃ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 合計 合計 7,665 8,388 7,586 8,274 723 688 合 計 (172)(163)6,686 605 7, 291 6,616 576 7, 192 大船渡市 (109)(104)979 118 1,097 970 112 1,082 住田町 (59)(63)

資料:大船渡地区環境衛生組合 (注)()内は資源古紙の収集量

#### 2 し尿処理状況

し尿は、当市、陸前高田市と住田町で構成する気仙広域連合が所管する気仙広域連合衛生 センターで処理しています。し尿は業者委託により、また浄化槽汚泥は許可業者が収集し衛 生センターに搬入しています。

し尿の収集量は、公共下水道の普及等により、減少傾向となっています。浄化槽汚泥は、 平成24年度以降増加傾向となっていましたが、平成30年度をピークに減少に転じています。

表 10 し尿処理状況

(単位 件数:件 収集量:kL)

		令和:	2年度		令和3年度					
市町別		し尿	浄イ	匕槽汚泥		し尿	浄化槽汚泥			
	件数 収集量 件数 収集量				件数	収集量	件数	収集量		
合 計	49,641	25, 623, 550	4, 943	20, 412, 000	47, 013	24, 126, 350	4, 984	19, 949, 400		
大船渡市	33, 170	17, 439, 450	2,654	10, 771, 200	31, 677	16, 428, 700	2, 588	10, 533, 600		
陸前高田市	12, 330	6, 070, 150	1, 965	8, 344, 800	11, 307	5, 633, 250	2,080	8, 298, 900		
住田町	4, 141	2, 113, 950	324	1, 296, 000	4,029	2, 064, 400	316	1, 116, 900		

資料: 気仙広域連合衛生課

#### 3 自動車保有状況

自動車の保有台数は、東日本大震災後に減少しましたが、平成 26 年 3 月 31 日時点で震災前の保有台数を超え、その後横ばいで推移しています。乗用軽自動車が占める割合が増加しており、乗用車の小型化が進行していると言えます。

#### 表 11 自動車保有台数

(令和4年3月31日現在 単位:台)

総計	乗合	貨物	乗用車	特殊車	軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車	小型	原付	二輪
形ご百日	自動車	自動車	米用早	村/木里	(乗用)	(貨物)	(二輪)	(三輪)	特殊車	自転車	小型
33, 748	135	2, 983	13, 207	1, 128	8, 997	4, 454	385	0	830	1, 207	422

資料:東北運輸局岩手運輸支局、市税務課

#### 4 净化槽設置状況

浄化槽については、以前はし尿のみを処理する単独処理浄化槽、生活排水も併せて処理する合併処理浄化槽が設置されてきましたが、平成13年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設はできなくなっています。

なお、住宅及び店舗併用住宅に浄化槽を設置する方に対しては、補助金を交付し、浄化槽のより一層の普及推進を図っています。

表 12 净化槽設置状況

(単位:基)

ſ	構造		単独処		合併処理							
		腐敗型	ばっき型	接触	.l. ∌l.	腐敗型	ばっき型	回転	接触	散水	.1. ∌1.	計
	年度	腐蚁空	はつる空	ばっき型	小計	腐蚁至	はつる空	板型	ばっき型	ろ床型	小計	
	令和2年度	37	70	70	177	0	2	0	3, 629	1	3, 632	3,809
	令和3年度	29	60	68	157	0	2	0	3,609	1	3,612	3, 769

規模		21人	51人	101人	201人	301人	501人	1,001人	
	~20人	$\sim$	~	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	計
年度		50人	100人	200人	300人	500人	1,000人	3,000人	
令和2年度	3, 503	207	49	34	15	0	1	0	3,809
令和3年度	3, 477	196	46	34	15	0	1	0	3, 769

資料:沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

#### 5 都市公園

都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、市街地における良好な生活環境を提供するとともに、緑地広場や植樹帯等を保有し、環境保全機能や緑の景観形成にも資する施設として、昭和54年3月に策定した大船渡市「緑のマスタープラン」や平成14年3月に策定した大船渡市「緑の基本計画」の推進を図るための重要な施設として位置付けられています。

表 13 都市公園設置状況

(令和4年3月31日現在)

	区 分	面積(ha)	開設年月日		区 分	面積(ha)	開設年月日
	合 計	26. 3984			20. 長崎公園	0.3800	S47. 3. 31
	計	7. 2898			21. 佐野公園	0. 2600	S50. 3. 31
	1. 吉野森公園	0. 1923	S47. 4. 1		22. 大田公園	0. 1839	S50. 10. 30
	2. 佐倉里公園	0. 1525	S47. 4. 1		23. 上手公園	0. 1293	S50. 11. 30
	3. 舘下公園	0. 1613	S48. 4. 1	街	24. 轆轤石公園	0.0705	S63. 4. 1
	4. 御山下公園	0. 1649	S49. 3. 31	区公	25. 石橋前公園	0. 2500	S63. 9. 1
	5. 地ノ森公園	0. 1645	S44. 10. 7	園	26. 東町公園	0.3000	НЗ. З. 25
	6. 明神前公園	0. 2327	S31. 10. 15		27. みどり町公園	0.3630	Н5. 3. 23
	7. 笹崎公園	0. 1290	S35. 4. 1		28. 諏訪前公園	0.3400	H10. 4. 1
分二	8. 南笹崎公園	0. 2443	S44. 10. 6		29. 中井沢公園	0.1000	H10. 4. 1
街区	9. 永沢公園	0.1409	S45. 12. 26		30. 茶屋前公園	0. 1707	Н31. 4. 1
公園	10. 上平公園	0.3058	S53. 4. 1	近	計	5. 1203	
	11. 下平公園	0. 2836	S44. 11. 1		1. 天神山公園	2. 6846	S39. 3. 25
	12. 宮ノ前公園	0. 1761	S45. 11. 6	隣 公	2. 赤沢公園	0.4164	S45. 10. 21
	13. 富沢公園	0.1650	S42. 3. 30	園	3. 下船渡公園	1.0709	S55. 3. 31
	14. 台公園	0. 1663	S42. 3. 30		4. 夢海公園	0.9484	H31. 4. 27
	15. 加茂公園	0. 5877	S31. 10. 15	<u>-1</u> 217	計	13. 9883	
	16. 下権現堂公園	0. 2125	S53. 12. 25	都市緑地	1. 盛川河川敷公園	12.9008	S58. 4. 1
	17. 前田公園	0. 2302	S49. 3. 11		2. 石橋前緑地広場	0. 0193	S63. 12. 1
	18. 猪川公園	0. 1998	S53. 4. 1	- 보면	3. 鬼越ふれあい公園	1.0682	Н8. 3. 29
	19. 赤崎公園	0.8330	S43. 12. 25		•	•	

資料:市土地利用課

#### 第2章 大船渡市における環境公害防止体制

#### 第1 環境公害行政の経緯

1 昭和30年代の急激な産業経済の発展に伴い、公害問題が複雑化したことにより、国は昭和42年に公害対策基本法、昭和47年に自然環境保全法を制定しました。

本市においては、公害問題が表面化したのは昭和 30 年代後半〜昭和 40 年代にかけてであり、工場からの粉じんによる家屋・農作物の被害や水産加工場からの排水による水産資源の被害などが発生しました。

市ではこうした事態を踏まえ、公害対策審議会の設置(昭和46年)、公害防止協定(現:環境の保全に関する協定)の締結促進(昭和46年~)、公害防止施設の整備促進に係る利子補給制度の着手(昭和47年~平成16年)などにより、公害対策に取り組んできました。さらに、合併浄化槽設置整備事業補助金交付制度(平成元年度~、現:浄化槽設置整備事業補助金交付制度)、生活雑排水対策実践活動モデル事業の実施(昭和61年度~昭和63年度、平成元年度~平成12年度:快適なまちづくり実践活動推進事業、平成13年度~現:エコライフ推進事業)、公共下水道事業の着手(平成3年)などにより、公共用水域の汚濁防止及びごみの減量化・適正処理の推進を図るとともに、県が策定(平成2年度)した「大船渡湾水質管理計画」に基づき、湾浄化を推進してきました。

その後、環境問題は、社会経済活動の拡大に加え、生活雑排水による水質汚濁やごみの増大などの影響により、多種多様な問題が生じてきたことから、国では、環境基本法を制定(平成5年11月)し、それに伴い本市においても、大船渡市公害防止対策審議会条例を廃止し、平成6年11月に大船渡市環境審議会条例を制定するなど、複雑化する環境問題に対応してきました。

2 平成2年に策定された「大船渡湾水質管理計画」は、湾をめぐる環境が大きく変化したことから見直しされることになり、市と県は平成12年11月、新たに「大船渡湾水環境保全計画」を策定しました。この計画は、市民及び行政が連携、協力し、良好な大船渡湾の水環境を将来の世代に継承することを基本目標としており、平成13年度から平成25年度までを計画期間として推進してきました。平成26年3月には計画を改定し、計画期間を平成26年度から平成35年度までの10か年としました。

また、「大船渡湾水環境保全計画」の目標達成のための具体的な行動に結びつける仕組み等を構築するため、平成16年7月に「大船渡湾水環境保全計画アクションプラン(実行計画)」を策定しました。このアクションプランは、向こう5か年を期間とし、①保全計画の重点施策、②仮説の検証、③市民・事業者が一体となった取り組み、の3つの柱で成り立っていました。その後、平成26年3月の改定に合わせて、実施計画として位置づけ、取り組み状況について毎年度検証しながら進めることとしています。

- 3 平成3年度から着手している公共下水道事業は順調に進捗し、令和7年度までの計画として912.6 haまで事業認可区域が拡張されています。
- 4 周りをすべて海に囲まれ、魚介類の消費の多い我が国にとって、海洋汚染は極めて深刻な 問題です。

近年、内湾など閉鎖性水域における水質汚濁の改善が進まず、全国的にも問題となっていますが、平成5年の水質汚濁防止法の一部改正に基づき、海域の窒素、リンに係る環境基準の類型指定が行われることになり、大船渡湾についても平成8年4月に海域 II 類型の指定を受けました。

これにより、大船渡湾については、現在CODをはじめとする生活環境項目の全項目について環境基準があてはめられています。

5 平成8年度には、国と県が計画する大船渡港港湾計画と平行して、マリンリフター(空気 揚水筒)で水質浄化を図る海域環境創造事業が始まり、10 基が設置されました。(平成 23 年3月11日の東日本大震災の津波により流失)

また、平成9年9月には、大船渡港港湾計画が、漁業関係者の同意を得て本格的に事業着 手されました。

6 盛川流域の洪水調節と正常な流水機能の維持、水道水の確保等を目的として、昭和53年の 予備調査以来整備事業が進められ、平成10年度より本体工事に着手していた鷹生ダム(規 模: 堤高77m、堤頂長309m、堤体積30万9千㎡)は、平成18年10月に竣工しました。

また、ダム周辺に温泉が湧出し、施設建設計画が進められていた五葉温泉も、温泉排水が 鷹生川に与える影響を調査した後、漁業関係者や地域住民と環境の保全に関する協定を締結 し、平成12年4月に営業を開始しました。

7 ダイオキシン類の主な発生源はごみ焼却によるものでしたが、昭和 58 年 11 月に都市ごみ 焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダ イオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、早期から検討が行われており、平成9年1月に厚生省が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」 (新ガイドライン)に沿って対策がとられています。

県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生の抑制や最終処分場の確保等適正なごみ処理 を推進するため、県内を6ブロックに分けて推進する「岩手県ごみ処理広域化計画」を平成 11年3月に策定しました。

本市の属する沿岸南部ブロックでは、平成18年度に陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町とともに「岩手沿岸南部広域環境組合」が設立され、平成23年4月から、岩手沿岸南部クリーンセンターの竣工により、広域ごみ処理が開始されました。

本市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合の大船渡地区クリーンセンターは、ダイオキシン類対策と施設の老朽化により、平成12年3月にごみ焼却施設は廃止され、処理先へ運搬するための積込中継施設として稼動しています。処理先は、平成12年4月から平成23年3月までは釜石市清掃工場、平成23年4月からは、岩手沿岸南部クリーンセンターとなっています。

8 地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決のためには、一人ひとりの取り組みが重要であることから、環境にやさしいくらし(エコライフ)を地域全体で実践する県のモデル事業が、平成12年11月に立根町の上手地域で実施されました。

これは、各家庭で電気、ガス、水道等の消費を控える行動を 40 日間実施した後、二酸化炭素削減量を分析、公表するもので、各家庭での実践を通じてエコライフの定着を図ることを目的としており、平成 13 年度からは本市において「エコライフ推進事業」として、従来実施してきた快適なまちづくり実践活動推進事業を発展させた形で、市内各地域で実施してきました。

平成28年度から平成30年度は希望する市内の小学校5・6年生を対象に実施し、令和元年度からは県の「地球温暖化を防ごう隊」事業に協力する形で実施しています。

9 地球温暖化対策について、平成13年2月に「第1次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、エネルギー使用量の削減について目標を掲げました。その後、第2次計画等を経て、平成25年1月に策定した「第2次大船渡市環境基本計画」中に、地球温暖化対策実行計画を位置付け、低炭素社会の形成を目指し、地球温暖化に関する啓発、省資源・省エネルギーに関する意識啓発等の取組を行うこととしました。

また、第2次大船渡市環境基本計画の計画期間中に、パリ協定の発効や国の地球温暖化対策計画の策定、市の復興事業の進行など、環境を取り巻く状況の変化から、平成30年2月に「第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、2030年度における市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量を、2013年度比40%削減することを目標としました。

その後、国では、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和12年度の温室効果ガス削減目標を平成25年度比46%削減とし、岩手県では令和3年3月に第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を策定し、令和12年度の温室効果ガス排出量の平成25年度比41%削減、令和32年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとしました。

こうした情勢の変化や、温暖化の影響の深刻さを踏まえ、本市においてもこれまで以上に 市民、事業者、市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく必要があることから、令 和4年3月に「大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、令和12年度の 温室効果ガス排出量の平成25年度比46%削減と、令和32年度の温室効果ガス排出量の実質 ゼロを目指すとしました。 10 市民の環境に対する意識が高まりつつある中、環境保全に向けた行政の協働が求められています。そのため、本市においても、平成13年度から施行している「環境基本条例」や平成14年度に策定した「環境基本計画」で、方針や目的、目標、体制などを明確にし、環境施策を推進しました。

平成25年1月には、平成25年度から令和4年度までを計画期間とする「第2次環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「自然と調和しよりよい環境を未来につなぐまち大船渡」を目指して推進しています。

11 限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の再利用・再資源化を推進する「循環型社会」 実現への取組みが、重要となってきています。そのため、市内にモデル地区を指定し、当該 地区の家庭から排出される燃えるごみの中のプラスチック類などを分別・収集し、これらを 再資源化する試験的な取組みを、「一般廃棄物試験分別収集事業」として、平成 21 年 10 月 から赤崎町の一部地域(中井一区、中井二区、沢田、佐野、宿、後ノ入、大洞、生形、山口、 大立、永浜)で実施しました。

平成23年3月11日の東日本大震災の津波で、再資源化する工場である太平洋セメント株式会社大船渡工場が被災したため中断しましたが、施設の復旧等、実施できる状況が整ったことから、平成23年11月に再開しています。

現在は、盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町全域で実施しており、市内の約半数の世帯が対象となっています。

12 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、市内には大量の災害廃棄物が発生するとともに、大船渡湾口防波堤の倒壊、湾内に設置していたマリンリフターの流失、公共下水道処理施設(浄化センター)、漁業集落排水処理施設やし尿処理施設の浸水など、本市の環境に関連する施設も多大な被害を受けました。

こうしたことから、岩手県災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を進め、処理計画期間である平成26年3月までに処理を完了しました。

また、し尿処理施設は平成24年4月に、公共下水道処理施設は平成25年3月に復旧し、 平成28年度には、大船渡湾の水質に配慮し、通水管を備えた新たな湾口防波堤の復旧工事が 完了しました。

表 14 環境公害行政のあゆみとできごと

年 月 日	記事
昭和	
29. 4	○清掃法公布
31. 4	○都市公園法公布
33. 4	○下水道法公布
38. 3	○大船渡市公害防止対策委員会設置
40. 10	○塵芥処理場完成
40. 11	○し尿処理場完成
42.7.2	○大船渡湾口防波堤完成
42.8	○公害対策基本法公布
43.6	○大気汚染防止法公布
	○騒音規制法公布
44. 10. 17	○大船渡市公害防止対策事務処理規程施行
45. 6. 1	○総務課に公害係設置
45.	○大船渡湾養殖貝類異常へい死原因調査(岩手県)
45. 12	○水質汚濁防止法公布
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46. 4	○永浜水面貯木場完成
46. 6. 1	○悪臭防止法公布
	○公害行政担当課として新たに公害交通課設置
46. 12. 1	○大船渡市公害対策審議会条例公布
47. 4. 18	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、盛川は河川A類型、大
	船渡湾は海域A類型に指定される
47. 6. 16	○公害防止資金利子補給規則公布
47. 10	○自然環境保全法公布
48. 3. 30	○岩手県公害防止条例により、騒音規制地域の指定告示なる
48.	○大船渡湾富栄養対策調査
49. 3. 18	○悪臭防止法により、悪臭規制地域の指定告示なる
49.	○大船渡湾内養殖漁業場環境改善対策調査(水産庁)
	○環境大気常時監視測定開始(岩手県)
50. 8. 1	○機構改革により課名が環境課となる
50.	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、吉浜川は河川AA類型、
	綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾は海域A類型に指定される
	○岩手県における腸チフスの疫学的研究(岩手県)
51.	○大船渡湾における堆積物の調査(岩手県)
51.6	○振動規制法公布
52.	○大船渡湾における生活排水の影響調査(岩手県)
54. 3. 16	○振動規制法により、振動規制地域の指定告示なる
54. 6	○エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
54. 10. 29	○大船渡湾水質・環境リモートセンシング(岩手大)
54.	○大船渡湾麻ひ性貝毒化機構究明調査(岩手県) 
55. 1	○野々田地区港湾整備事業開始
55. 4	○機構改革により課名が生活環境課となる
55. 6	○漁場改良復旧基礎調査(水産庁)
55. 7. 3	○大船渡市雑排水簡易浄化槽設置指導要綱制定

年 月 日	記事
昭和	
55. 11	○小野田セメント大煙突完成
56.8~57.3	<ul><li>○大気環境調査「石灰利用施設周辺地域」(環境庁)</li></ul>
57.8~58.2	<ul><li>○大気環境調査「貯炭場周辺地域」(環境庁)</li></ul>
58. 5	○浄化槽法公布
58. 7. 4~8. 28	○大気常時測定局再起置検討調査(岩手県)
59. 12	○スパイクタイヤによる道路粉じん調査開始
60. 4	○機構改革により課名が保健環境課となる
	○三陸町根白(吉浜)地区漁業集落排水処理施設事業着手
60.8	○新し尿処理場整備事業開始
61. 8. 1~9. 30	○旭町地区生活排水対策実践活動モデル事業実施(岩手県指定)
62. 6	○大船渡湾水質管理計画策定開始(岩手県)
62. 8. 1~9. 30	○須崎川流域生活排水対策実践活動モデル事業実施(市指定)
62. 9	○新し尿処理場完成(気仙地区衛生センター)
63. 5	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
63. 8. 1~9. 30	○北・南笹崎地区生活排水対策実践活動モデル事業実施(市指定)
平成	
元.4	○三陸町根白(吉浜)地区漁業集落排水処理施設供用開始
元. 9. 26	○大船渡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱告示
元. 11. 1~2. 3. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(吉野町、長安寺、小細浦)
2. 3	○大船渡湾水質管理計画策定(岩手県)
2. 5. 28	○大船渡市環境保全連絡協議会設立
2. 6	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
2.6~9	○水生生物観察事業の拡充実施 ○ 人 (1) \
2. 7. 1	〇大船渡湾水質管理計画推進本部設置
2. 9. 1~12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(上手、長谷堂、佐野、平、富沢 2 区)
3. 1. 17	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第 5 条第 1 項の指定地域に 指定
3. 1. 22	○大船渡湾水質管理計画推進協議会設置
3. 4. 1	○指定地域内で原則としてスパイクタイヤの使用が禁止となる
3. 4	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
3. 7. 1	<ul><li>○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(峯岸、上富岡、関谷、田谷、永沢、 上木町、生形)</li></ul>
3. 7. 11	○大船渡市公共下水道事業認可
3. 11. 20	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
4. 6	○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
4. 7. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(木町、下船渡、内田、赤崎町中井、 下久名畑、町場、鷹生)
4. 10	○岩手の景観保全と創造に関する条例公布
5. 3. 30	○大船渡港清掃船「さんご丸」完成、進水(岩手県)
5. 4. 1	○清掃船「さんご丸」大船渡港に配備
5. 6. 3	○須崎川清流化対策推進協議会設立
5. 8. 1	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催(水辺の集い)
5. 9. 1~12. 31	<ul><li>○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(本町、中央通、神坂、沢田、上久 名畑、大畑野、日頃市町宿)</li></ul>

年 月 日	記事
平成	
5. 11	○環境基本法公布
6. 6	○大船渡湾に係る窒素、燐の環境基準類型指定のための調査事業開始
6. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催(水辺の集い)
6. 9. 1~12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(愛宕町、宮ノ前、船河原、赤崎町 宿、猪川町大野、平田、平山)
6. 10. 1	<ul><li>○大船渡市公共下水道事業一部供用開始(大船渡町富沢、地ノ森)</li><li>○大船渡市環境審議会条例制定</li></ul>
6. 12. 1	○岩手県沿岸流出油災害対策協議会設立(釜石海上保安部)
6. 12. 21	○大船渡港港湾計画調査(土質調査及び環境調査)開始(運輸省)
7. 1. 15	○細浦地区漁港環境整備事業開始(細浦漁港・水産庁)
7. 3. 31	○悪臭防止法及び同法施行規則の一部改正に伴う規制地域並びに規制基準告示 なる(岩手県)
7. 6	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
7. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催 (水辺の集い)
7. 9. 1~12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(八幡町、浜町、細浦、後ノ入、上中井、和村、坂本沢)
8. 3. 22	○海域環境創造事業による大船渡湾へのマリンリフター設置が決定(運輸省)
8. 4. 13	○大船渡湾の窒素及び燐に係る環境基準の類型指定告示なる(岩手県)
8. 9. 1~12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(桜場、須崎、平、蛸ノ浦、下中井、 川原、川内)
8. 9. 30	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
9. 3. 27	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業基本計画承認
9. 4	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法公布
9. 4. 17	○大船渡港港湾整備に伴う漁業補償契約締結
9. 6	○環境影響評価法公布
9. 7. 31	○大船渡市環境保全推進協議会設立
9. 9. 1~12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(田茂山二区、上山、末崎町中野、 大洞、前田、下欠、田代屋敷・長岩)
9. 9. 27	○大船渡港多目的国際ターミナル着工
9. 11. 6	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可(98ha⇒203ha)
10. 3	○岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例施行
10. 4	○小石浜地区漁業集落排水処理施設事業着手
10.6	○特定家庭用機器再商品化法公布
10. 7. 1	○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規定による地域指定の一部改正
10. 7	○岩手県環境影響評価条例公布
10. 9. 1~12. 31	<ul><li>○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(田茂山一区、南町、小田、山口、 下権現堂、菅生、石橋)</li></ul>
10. 10. 1	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業着工
10. 10	○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
10. 10. 12	○鷹生ダム本体工事着工
10.	○越喜来湾に窒素及び燐に係る環境基準(海域Ⅱ類型)指定告示なる(岩手県)
11. 7	○ダイオキシン類特別措置法公布
11. 9. 1~12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(御山下、茶屋前、梅神、永浜、下 富岡、久保、板用)
12. 4. 1	○釜石市と廃棄物共同処理事業開始

年 月 日	記事
平成	
12. 5	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布
	○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布
12. 6	○循環型社会形成推進基本法公布
	○食品循環資源の再利用等に関する法律公布
	○資源の有効な利用の促進に関する法律公布
12. 7. 19	○大船渡地区クリーンセンター(一般廃棄物積込中継施設)竣工
12. 9. 1~12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施(盛雇用住宅、台町、小河原、清水、 新道、上手、甲子)
12. 11	○大船渡湾水環境保全計画策定
12. 11. 1~12. 10	〇エコ・ライフ推進モデル事業実施(上手地域) (岩手県指定)
12. 11. 10~11. 12	○大船渡湾浄化フェア 2000 開催 (サン・リアショッピングセンター)
12. 11. 20	○
12. 12. 28	○大船渡市環境施策推進会議設置
13. 2. 26	○大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
13. 4. 1	○大船渡市環境基本条例施行
13. 4	○砂子浜・千歳地区漁業集落排水処理施設事業着手
13. 10~14. 2	○エコライフ推進事業実施(上木町、地ノ森一区、末崎町中井、佐野、長谷堂
	団地、平田、小通)
13. 10. 27~10. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催(大船渡市民体育館:環境コーナー)
13. 11. 2	○大船渡港内で油流出事故発生
13. 11. 15	○大船渡市と旧三陸町が合併し新生大船渡市誕生、三陸支所市民生活課が三陸 町地区の環境行政担当課となる
13. 12	○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(略称: 生活環境保全条例)公布(岩手県)
14. 2. 21	   ○大船渡湾浄化フォーラム開催(大船渡商工会議所:環境懇談会)
14. 5. 29	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可(203ha⇒397.9ha)
14. 5	○土壌汚染対策法公布
14. 7	○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
14. 10~15. 2	〇エコライフ推進事業実施(旭町、富沢一区、西舘、生形、長谷堂、田谷、大 森、小石浜、甫嶺、後山)
14. 10. 26~10. 27	○大船渡湾浄化フォーラム開催(大船渡市民体育館:環境コーナー)
14. 12	○循環型社会の形成に関する条例公布(岩手県)
15. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催(カメリアホール:環境懇談会)
15. 3	○新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例公布(岩手県)
	○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例公布(岩手県)
15.0.7	○岩手県産業廃棄物税条例公布
15. 3. 7	○大船渡市環境基本計画策定 ○ 1. 不派 地区流光 焦 葉 世 水 如 理 佐 記 供 B 間 が
15. 4	○小石浜地区漁業集落排水処理施設供用開始 ○
15. 10~16. 2	〇エコライフ推進事業実施(吉野町、地ノ森二区、門之浜、赤崎町中井、下久 名畑、町場、長安寺、砂子浜、泊(越喜来)、大野(吉浜))
15. 10	○岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例公布
15. 10. 25~10. 26	○大船渡湾浄化フォーラム開催 (大船渡市民体育館:環境コーナー)
16. 2. 27	〇 " (シーパル大船渡:環境懇談会)
16. 4	○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が三陸支所総務課となる

年 月 日	記事
平成	
16. 7	○大船渡湾水環境保全計画アクションプラン策定
16. 10~17. 2	○エコライフ推進事業実施(木町、赤沢、小細浦、長崎、上久名畑、大畑野、
	平山、野形、浦浜東、扇洞)
16. 10. 23~10. 24	○大船渡湾浄化フォーラム開催 (大船渡市民体育館:環境コーナー)
17. 1	○大船渡湾水環境の保全に関する標語コンクール実施(応募作品 715 点)
17. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催(カメリアホール:環境セミナー)
17. 4. 1	○蛸ノ浦地区(一部)・砂子浜地区漁業集落排水処理施設供用開始
17. 10~18. 2	<ul><li>○エコライフ推進事業実施(本町、明土、泊里、沢田、上富岡、和村、関谷、 小路、下通)</li></ul>
17. 10. 16	○大船渡湾浄化フォーラム開催 (シーパル大船渡:環境セミナー)
17. 10. 22~10. 23	〇 " (大船渡市民体育館:環境コーナー)
18. 2. 26	○環境活動発表会開催(カメリアホール)
18. 4	○環境大気常時監視測定局見直しに伴い、茶屋前局での二酸化硫黄、浮遊粒子
	状物質の測定が中止され、二酸化窒素のみの測定となる(岩手県)
18. 5	○第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
18. 10∼19. 2	○エコライフ推進事業実施(愛宕町、地ノ森一区、碁石、赤崎町宿、猪川町大
	野、上手、日頃市町宿、石浜、崎浜、根白)
18. 10. 21~10. 22	○大船渡湾浄化フォーラム開催(大船渡市民体育館:環境コーナー)
18. 11. 12	○ " (大船渡商工会議所:環境フォーラム 2006)
19. 3. 30	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可(397.9ha⇒666.2ha)
19. 10~20. 2	○エコライフ推進事業実施(八幡町、浜町、三十刈、合足、上中井、下欠、川 内、田浜、仲区、千歳)
19. 10. 20~10. 21	〇大船渡湾浄化フォーラム開催 (大船渡市民体育館:環境コーナー)
19. 10. 26	○環境報告会開催 (太平洋セメント㈱大船渡工場)
20. 7. 24	○海のシンポジウム開催 (大船渡プラザホテル:海フェスタ)
20. 7. 25	○大船渡港流出油災害対策訓練(野々田埠頭:海フェスタ)
20. 8. 19~10. 26	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
20. 10~21. 2	<ul><li>○エコライフ推進事業実施(桜場、須崎、山根、後ノ入、下権現堂、川原、鷹生、港、西区、中通)</li></ul>
20. 10. 25~10. 26	○大船渡湾浄化フォーラム開催 (大船渡市民体育館:環境コーナー)
20. 10. 28	○環境報告会開催 (太平洋セメント㈱大船渡工場)
21. 1. 31	○けせん環境フォーラム開催(リアスホール)
21. 10	○一般廃棄物試験分別収集事業開始(赤崎町内(蛸ノ浦地区除く))
21. 10~22. 2	<ul><li>○エコライフ推進事業実施(田茂山一区、田中、船河原、大洞、上久名畑、久保、坂本沢、岩崎、浦浜南、上通)</li></ul>
21. 10. 23~11. 20	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
21. 10. 24~10. 25	<ul><li>○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展(大船渡市民体育館)</li></ul>
21. 10. 27	○環境報告会開催 (太平洋セメント㈱大船渡工場)
21. 11. 14	○けせん環境フォーラム開催(リアスホール)
22. 4	○崎浜地区漁業集落環境整備事業着手
22. 10	<ul><li>○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大(赤崎町、猪川町の一部(下富岡、 上富岡、長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井)、立根町)</li></ul>
22. 10~23. 3	○エコライフ推進事業実施(田茂山二区、明神前、峯岸、清水、新道、菅生、
20 10 1- 10 20	板用、宮野(西、東)、上甫嶺、増舘)
22. 10. 1~10. 30	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施

年 月 日	記事
平成	
22. 10. 23~10. 24	○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展(大船渡市民体育館)
22. 10. 28	○環境報告会開催(太平洋セメント㈱大船渡工場)
23. 1. 29	○けせん環境フォーラム開催(住田町農林会館)
23. 3. 11	○東日本大震災
	○一般廃棄物試験分別収集事業中断
23. 3	○岩手沿岸南部クリーンセンター竣工
23. 4. 11	○岩手沿岸南部クリーンセンター操業開始
23. 11. 1	○一般廃棄物試験分別収集事業再開
24. 3	○環境大気常時監視測定局が、茶屋前局から猪川町局に変更(岩手県)
	※茶屋前局は、東日本大震災の津波により被災し、測定不能の状態であった。
24. 4. 1	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
	整備に関する法律により騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が改正され、
	地域の指定等の事務が岩手県から一般市(当市を含む。)に委譲となる。
	○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が総務部三陸支所となる。
	○気仙広域連合衛生センター復旧
24. 10. 1	○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大(盛町、赤崎町、猪川町、立根町、
	日頃市町)
24. 10~25. 3	○エコライフ推進事業実施(御山下、下船渡、中野、佐野、前田、平田、田代
	屋敷、野々前、白浜、大野)
25. 1. 31	○第2次大船渡市環境基本計画策定
25. 10~26. 3	○エコライフ推進事業実施(吉野町、屋敷、小田、永浜、下富岡、田谷、石橋、
	小石浜、扇洞)
25. 11. 26~12. 6	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 - ************************************
26. 3	〇大船渡湾水環境保全計画改定
	○災害廃棄物の処理が完了 ○人は対する。
26. 10. 25~11. 11	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 ○ スプレンサード
26. 9~27. 3	〇エコライフ推進事業実施 〇上が次末。 イン・バード サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
27. 12. 4~12. 10	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 ○ファニスク###ま#* (大型・実際体・関本派・ルロ・エクタ # 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
27. 10~28. 3	<ul><li>○エコライフ推進事業(木町、南笹崎、門之浜、山口、下久名畑、川原、小通、 小路、根白)</li></ul>
28. 12. 6~12. 15	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
28. 12. 23~29. 1. 6	○エコライフ推進事業(赤崎小学校、蛸ノ浦小学校)
29. 10. 19	○岩手県、太平洋セメント株式会社及び大船渡市による循環型地域社会の形成 に関する協定の締結及び締結式開催
29. 12. 3~12. 9	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
29. 12. 23~30. 1. 6	○エコライフ推進事業(盛小学校)
30. 12. 4~12. 14	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
30. 2	○第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
31. 2. 9~2. 22	○エコライフ推進事業(綾里小学校、越喜来小学校)
令和	
元.11.10~11.20	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
2.7.5~7.8	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
2. 12. 21	○エコライフ推進事業(越喜来小学校)
4. 1. 26	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
4. 3	○大船渡市地球温暖化対策推進実行計画(区域施策編)策定

表 15 公害防止協定 • 環境保全協定等締結状況

No.	締 結 企 業		締結団			形	式	締結年月日		
1	㈱甘竹ブロイラー	大	船	渡	市	協		S46. 5. 17		•
1	(現 ㈱アマタケ)		川口	1/又	111	ממט	Æ	340. 0. 17		
2	(株)	大	船	渡	市	協	定	S46. 5. 19	立会人	日頃市町石橋衛生組合
3	大船渡湾冷凍水産物加工業協同組合	三 (現 大	漁 :船渡市漁		協 組合)	協	定	S46. 8. 12	立会人	大船渡市
4	(㈱甘竹ブロイラー (現 ㈱アマタケ)	大	船	渡	市	協	定	S47. 2. 21	立会人	市衛生組合連合会 赤崎町後ノ入公民館
5	(㈱甘竹ブロイラー (現 (㈱アマタケ)	大	船	渡	市	協	定	S47. 3. 22	立会人	鷹生公民館
6	(㈱ナック (現 (㈱アマタケ)	大	船	渡	市	協	定	S47. 4. 17	立会人	立根町衛生組合連合会 立根地区公民館
7	佐々木 隆	大	船	渡	市	協	定	S51. 11. 24	立会人	石橋公民館
8	鬼丸採石所	大	船	渡	市	協	定	S54. 5. 2	立会人	坂本沢公害防止対策委員会
9	岩手資源開発㈱	大 野	地域	公民	館	協	定	S55. 12. 5	立会人	大船渡市
10	(㈱甘竹ナック (現 (㈱アマタケ)	大	船	渡	市	協	定	S61. 5. 30	立会人	立根地区公民館
11	大船渡タイへイフード㈱大船渡工場 (現 タイへイ㈱フード事業部大船渡工場)	大	船	渡	市	協	定	H元.10.9	立会人	赤崎町清水地域契約会 赤崎漁業協同組合
12	㈱アマタケ	大	船	渡	市	協	定	H2. 3. 30	立会人	盛川漁業協同組合
13	大船渡アスコン	大 大畑	船 野地垣	渡 或公5	市民館	協	定	Н5. 7. 9		
14	坂井マリン㈱	大 後ノ	船 入地填	渡 或公瓦	市民館	協	定	Н5. 10. 13		
15	㈱三栄工業所	大	船	渡	市	協	定	Н8. 9. 17		
16	大船渡地区環境衛生組合 大船渡市	大船渡地	区ゴミ焼却	施設対策	協議会	覚	書	H10. 8. 31		
17	五葉温泉㈱ (現 五葉地域振興㈱)	盛川 三漁 <sup>現</sup>	[市地区  漁業協  協連絡  大船渡市水産	為同組 各協議 振興連絡会	合 会 (a)	協	定	H11. 3. 2	立会人	大船渡市
18	五葉地域振興㈱	盛川三漁	(市地区  漁業協  協連絡  大船渡市水産	8同組 8協議	合会	覚	書	H12. 3. 13	立会人	大船渡市
19	太平洋セメント㈱大船渡工場	大	船	渡	市	協	定	H15. 4. 17	立会人	赤崎地区振興協議会
20	中村建設(株)	大	船	渡	市	協	定	H16. 9. 27	立会人	越喜来小峠地区 越喜来浦浜西区 越喜来泊区 越喜来漁業協同組合
21	龍振鉱業㈱	大	船	渡	市	協	定	H16. 12. 21		
22	鎌田水産㈱	大	船	渡	市	協	定	H17. 2. 28	立会人	大船渡市漁業協同組合
23	佐々木モータース	大	船	渡	市	協	定	H17. 3. 15		
24	(制アトラス (現 (㈱アトラス)	大大大畑	船野地域	渡 述公民	市民館	協	定	H17. 6. 29		
25	㈱岩手環境保全	大	船	渡	市	協	定	Н18. 2. 28	立会人	立根地区公民館 日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合

第1部 第2章 大船渡市における環境公害防止体制

No.	締 結 企 業	締結団体	形式	締結年月日		備考
26	<b>衛CS</b>	日頃市地区公民館宿 地 域 公 民 館 関 谷 地 域 公 民 館	協定	H18. 8. 31	立会人	大船渡市
27	理研食品㈱	末崎地区公民館峰岸地域公民館 大船渡市漁業協同組合	協定	H18. 12. 8	立会人	大船渡市
28	(制コウ (現 (㈱コウ)	盛 地 区 公 民 館 田茂山二区地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H19. 10. 22	立会人	大船渡市
29	㈱大船渡資源	盛 地 区 公 民 館 八幡町地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H20. 7. 28	立会人	大船渡市
30	㈱大船渡資源	大船渡地区公民館 地/森-区地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H21. 12. 7	立会人	大船渡市
31	㈱岩手環境保全	大船渡市 市 盛川漁業協同組館 立根地区公民館 和村地域公民館 印 中頃市地区公民館 小 通 地 域 公民館	協定	H22. 3. 18		
32	㈱阿部長商店	大船渡地区公民館中 央 通 町 内 会台町地域公民館	協定	H22. 9. 1	立会人	大船渡市
33	㈱大船渡産業	日頃市地区公民館	協定	H24. 3. 22	立会人	大船渡市
34	㈱アマタケ	大船渡地区公民館 地/森一区地域公民館 地/森二区地域公民館	協定	H24. 10. 1	立会人	大船渡市
35	元正榮北日本水産㈱	石 浜 方 正 会 綾里漁業協同組合	協定	H25. 11. 1	立会人	岩手県沿岸広域振興局 大船渡水産振興センター 大船渡市
36	㈱泰興商事	大 船 渡 市	協定	H27.3.2		
37	大船渡発電㈱	大 船 渡 市	協定	H29. 7. 27	立会人	赤崎地区振興協議会
38	㈱佐賀組	大船渡地区公民館	協定	H29. 10. 12	立会人	大船渡市
39	㈱いわて銀河農園	末崎地区公民館大船渡市漁業協同組合(一社)岩手県栽培漁業協会	協定	Н30. 11. 16	立会人	大船渡市

表 16 净化槽設置状況調(補助金交付基数)

【三陸町を除く地区】 (単位:基)

年度	区分	盛	大船渡	末崎	赤崎	猪川	立根	日頃市	合計
H元	新 築	81	169	135	128	221	226	66	1,026
~	増改築	27	67	211	94	112	66	93	670
22	年 計	108	236	346	222	333	292	159	1,696
	新 築	l	5	5	7	12	16	3	48
23	増改築		4	9	1	3	1	5	23
	年 計	_	9	14	8	15	17	8	71
	新築	_	10	35	16	25	46	4	136
24	増改築	_	1	5	4	3	7	2	22
	年 計	_	11	40	20	28	53	6	158
	新 築	_	15	35	31	28	24	5	138
25	増改築	_	1	11	3	5	11	5	36
	年 計	_	16	46	34	33	35	10	174
	新築	_	9	47	10	13	34	4	117
26	増改築	_	2	12	3	0	3	4	24
	年 計	_	11	59	13	13	37	8	141
	新 築	_	8	98	14	4	27	3	154
27	増改築	_	1	11	2	1	3	1	19
	年 計	_	9	109	16	5	30	4	173
	新築	_	3	65	3	0	19	7	97
28	増改築	_	1	3	1	2	4	2	13
	年 計	_	4	68	4	2	23	9	110
	新築	_	3	11	1	3	13	2	33
29	増改築	_	1	7	0	1	5	5	19
	年 計	_	4	18	1	4	18	7	52
	新築	_	4	8	0	0	9	2	23
30	増改築	_	2	5	0	0	1	4	12
	年 計	_	6	13	0	0	10	6	35
	新築	_	0	9	0	3	18	3	33
R元	増改築	_	0	11	0	0	7	0	18
	年 計	_	0	20	0	3	25	3	51
	新築	_	0	6	2	1	13	2	24
R 2	増改築	_	1	1	1	1	13	2	19
	年 計	_	1	7	3	2	26	4	43
	新築	_	0	5	0	1	10	3	19
R 3	増改築	_	0	3	0	0	4	2	9
	年 計	_	0	8	0	1	14	5	28
合	計	108	307	748	321	439	580	229	2,732

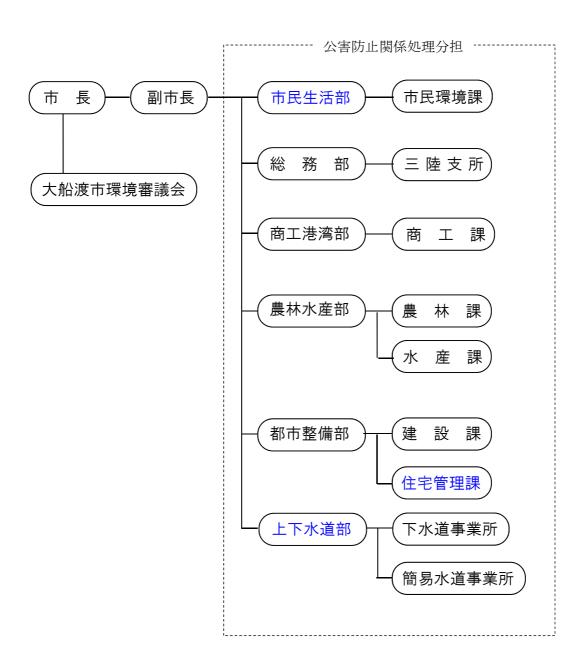
【三陸町地区】 (単位:基)

年度 人槽	H3∼26	27	28	29	30	R元	R 2	R 3	合計
5	92	22	12	3	5	4	5	1	144
6~7	375	30	18	11	11	14	10	4	473
8~10	181	2	0	1	1	0	0	0	185
11~50	15	0	0	0	0	0	0	0	15
合計	663	54	30	15	17	18	15	5	817

資料:市下水道事業所

#### 第2 環境公害行政組織と処理分担

#### 1 組織



#### 2 処理分担

課名	公 害 防 止 関 係 処 理 分 担 事 項
市民生活部 市 民 環 境 課	1. 公害防止対策の総合的企画及び連絡調整に関すること 2. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関すること 3. 騒音、振動及び悪臭の規制及び防止に関すること 4. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染その他公害を防止するための調査、監視及び指 導に関すること
商工港湾部 商 工 課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
農林水産部 農 林 課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
<ul><li>農林水産部</li><li>水 産 課</li></ul>	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
都市整備部 建 設 課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
都市整備部 住 宅 管 理 課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
上下水道部 下水道事業所	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
上下水道部 簡易水道事業所	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
総務部 三陸支所	1. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関すること 2. 公害の防止及びその指導に関すること

資料:大船渡市行政組織規則(平成11年3月29日規則第7号)

#### 第3 大船渡市環境審議会

環境問題への対策は、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な判断が要求されます。

このため、公害対策基本法において市町村公害対策審議会を設置できることとなり、本市 は昭和46年12月に大船渡市公害対策審議会条例を制定後、審議会を設置し、公害防止対策 に関する基本事項について、調査及び審議を行いました。

その後、国では環境問題の構造変化を踏まえ、公害対策基本法を見直して新たに環境基本 法を制定しました。

これに伴い、本市においても大船渡市公害対策審議会条例を廃止して、平成6年10月に大 船渡市環境審議会条例を制定し、さらに、大船渡市環境審議会条例を廃止して、平成13年3 月に大船渡市環境基本条例を制定し、大船渡市環境審議会を設置しています。

審議会委員は、本条例に基づき委員 20 名以内により組織し、学識経験を有する者、環境、 産業等に関する団体に属する者、その他市長が必要と認める者を市長が委嘱します。現在は、 学識経験を有する者 7 名、環境、産業等に関する団体に属する者 10 名、公募で選任された者 2 名の 19 名で構成しています。

令和2・3年度においては、大船渡市の環境公害測定や大船渡市地球温暖化対策推進実行 計画、大船渡市環境基本計画に係る事業実施状況、大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)の策定などについて審議しました。

#### 第3章 第2次大船渡市環境基本計画(概要抜粋)

#### 第1 計画の基本的な考え方

#### 1 計画策定の背景

本市では、平成13年4月に環境の保全及び創造について、基本理念、市民・事業者・市の 責務、施策の基本となる事項などを定めた大船渡市環境基本条例を施行しました。平成15年 3月には、この条例の基本理念を実現するため、計画期間を平成15年度から24年度までと する大船渡市環境基本計画を策定し、計画を推進してきました。

第2次大船渡市環境基本計画は、前計画期間中に生じた本市を取り巻く様々な状況の変化などを踏まえて、平成25年度からの長期的な目標と施策の方向などを示すとともに、市民・ 事業者・市の各主体の自主的行動と協働によって、これらを総合的・計画的に推進するものです。

#### 2 基本理念

本計画は、環境基本条例第8条に基づくものであり、同条例第3条に掲げる以下の5つの 基本理念の実現に向けて中心的な役割を担います。

- ・恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築
- ・恵まれた快適な環境を将来の世代に継承
- ・環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会の構築
- ・地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携
- ・あらゆる事業活動及び日常生活における積極的な地球環境保全

#### 3 計画の性格

本計画は、大船渡市総合計画(平成23~32年度)を環境分野から実現していくための基本計画として、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、それらの総合的・計画的な推進と具体的な事務事業の実施を図ります。

また、環境面の長期的・総合的観点から、大船渡市復興計画(平成23~32年度)や各行政分野の計画、方針などとの連携・調整を図るとともに、各種施策や事業に横断的に対応し、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいくための、環境の指針となるものです。

#### 4 望ましい環境像

大船渡市環境基本条例の基本理念と、大船渡市総合計画の将来都市像を踏まえながら、本 計画がめざす望ましい環境像を次のように定めます。

# 自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡

#### 5 基本目標

望ましい環境像を具体化していくために、「生活環境の保全」「自然環境との調和」「環境 共生型のくらし」「各主体の行動」の4つの視点から基本目標を掲げます。

#### 基本目標1「市民が安心してくらせるきれいな生活環境をめざします」

市民一人ひとりが健康で幸せな生活を送るためには、大気や水を安全な状態に保つことに加えて、身近な生活環境について汚染物質の影響や不快な音・臭気などに悩まされることのないようにしていくことが不可欠です。

そのため、日常生活を取り巻く環境について、市民が安心してくらすことのできる、きれいで良好な状態を保っていくまちをめざします。

#### 基本目標2「自然環境と調和し快適にくらせるまちをめざします」

三陸地域の自然は、時に災害を起こす厳しい面をもつ一方で、産業や生活へ多大な恩恵をもたらしており、歴史・文化と相まって魅力的な景観をなしています。また、多種多様な動植物が自然生態系の広大なネットワークを形成しており、全国的にも貴重な自然環境を有しています。このことは、市民が共有する地域の財産といえます。

そのため、自然の厳しさに対応しつつ自然の恵みを持続的に活用し、また景観や自然生態 系を良好に保ちながら、市民の快適なくらしを支えていくまちをめざします。

#### 基本目標3「地球環境に配慮した環境共生型のくらしをめざします」

私たちは生活や産業で毎日多くの資源・エネルギーを利用しており、そこから発生する廃棄物や二酸化炭素などが要因(環境負荷)となって、環境汚染や地球温暖化などの環境問題を悪化させています。その解決には、生活様式や産業活動、社会経済のあり方を変えていくとともに、環境負荷を減らす技術を開発、導入していく必要があります。

そのため、資源・エネルギーの利用と環境問題との関連について、市民・事業者・市のみんなが認識し、地球環境に対する配慮と対策に努め、環境共生型の生活と産業が営まれるまちをめざします。

#### 基本目標4「一人ひとりの行動力を生かす環境保全をめざします」

今日の環境問題は複雑、多様で、その要因は生活や産業のあらゆる場面にあることから、 環境保全に向けた一人ひとりの意識の高まりと正しい知識、自主的、積極的な行動が求めら れています。

そのため、市民・事業者・市のみんなが環境について理解を深め、環境への配慮を実践するまちをめざします。

#### 第2 計画の構成

望ましい環境像の下に、計画を体系的に構成します。

施策編 序論 望ましい環境像 基本目標 環境分野 · 基本方針 1-1 大気の環境 自 澄んだ空気を守ります 然 【基本目標1】 市民が安心してくらせる <u>1-2 水の環境</u> 調 きれいな生活環境を 恵み豊かな水の環境を守ります めざします 和 1-3 身近な生活環境 安全で快適な生活環境を守ります ょ h 2-1 自然生態系 多様な生物や地形による 【基本目標2】 豊かな自然を守ります V1 自然環境と調和し 環境を未 快適にくらせるまちを 2-2 景観資源、身近な緑 めざします 自然や歴史を生かし、大船渡らしい 景観を創ります 来に 3-1 **廃棄物** ごみ減量化や資源リサイクルに 【基本目標3】 取り組み、循環型社会を形成します 地球環境に配慮した つ 環境共生型のくらしを なぐま 3-2 地球温暖化対策実行計画 めざします 省エネルギーやエネルギー転換に 取り組み、低炭素社会を形成します 4-1 環境教育·環境学習 【基本目標4】 大 環境への理解と意識を高めます 一人ひとりの行動力を 船 生かす環境保全を 渡 4-2 環境保全活動・環境配慮 めざします 環境保全の行動と連携を広げます

# 画 $\mathcal{O}$ 推進及び進行管理 体制

**〉** 推進編

施策編 行動指針編

#### 施策の方針

- ①大気環境の監視
- ②工場・事業場対策
- ③自動車排ガス対策
- ①水環境の監視・汚濁事故対策
- ②生活系排水対策
- ③産業系排水対策
- ④水源保全•水質浄化
- ①騒音・振動、悪臭対策
- ②有害化学物質対策
- ③放射線影響対策
- ①希少な自然の保護
- ②里地・里山・里海の保全
- ③有害鳥獣・外来生物対策
- ①自然・歴史景観の活用
- ②緑化の普及・啓発
- ①3Rの推進
- ②廃棄物の適正処理
- ③環境美化の推進
- ①地球温暖化に関する啓発
- ②省資源・省エネルギーの普及
- ③環境負荷の小さいエネルギーの普及
- ④市の率先行動
- ①環境教育の推進
- ②人材育成と情報提供
- ①環境保全活動の推進
- ②日常生活における環境配慮の推進
- ③事業活動における環境配慮の推進
- 4 開発事業における環境配慮の推進

市 民 事業者の日常的な環境配慮行 動

3Rの実践

エコライフの 実践

エコオフィス の実践

エコドライブ の実践

計画の推進

計画の進行 管理

#### 第3 施策の方針

基本目標の実現に向けて、環境分野ごとの基本方針と施策の方針を示します。

#### 1-1 大気の環境

【基本方針】澄んだ空気を守ります

- ①大気環境の監視
- 大気の常時監視測定
- ・監視地点・項目の追加の検討
- ・ 測定結果の公表
- ②工場·事業場対策
- ・工場・事業場の監視
- ・諸法令に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発
- ③自動車排ガス対策
- エコカーの普及
- エコドライブの啓発
- 道路沿道緑化の推進

#### 1-2 水の環境

【基本方針】恵み豊かな水の環境を守ります

- ①水環境の監視・汚濁事故対策
- ・公共用水域の水質測定
- ・監視地点・項目の追加の検討
- ・ 測定結果の公表
- 水質汚濁事故の未然防止
- ・水質汚濁事故発生時の緊急連絡及び処理体制 の充実強化
- ②生活系排水対策
- 公共下水道の整備
- ・公共下水道整備区域内における水洗化の促進
- ・公共下水道整備区域外における集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置促進
- ・生活雑排水に関する啓発
- ・生活雑排水対策などの環境保全活動の促進
- ③産業系排水対策

- ・諸法令に基づく指導
- ・法令による規制を受けない小規模事業場への 指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発
- ・農家、畜産農家への環境保全型農業の普及啓 発
- ④水源保全·水質浄化
- 大船渡湾の水質浄化対策の検討
- ・湾内に流入するごみ対策
- ・森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向 けた適正な管理・整備
- ・地下水のかん養の促進
- ・ 地盤沈下への対策

#### 1-3 身近な生活環境

【基本方針】安全で快適な生活環境を守ります

- ①騒音・振動、悪臭対策
- 騒音・振動や悪臭の測定
- ・調査・監視体制の充実
- ・諸法令に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識の啓発、測定結果の公表
- 野外焼却等の禁止の徹底
- ②有害化学物質対策
- 有害化学物質による環境汚染の実態調査
- ・農薬・溶剤などの適正使用や廃棄物処理施設 の適正管理の指導
- ・化学物質による土壌・地下水汚染への対策
- ・市民・事業者・行政などの連携による情報の 共有化
- ・事業者の自主的な排出抑制対策のための情報 の提供
- ③放射線影響対策
- 放射線量等の調査と低減措置の実施
- ・ 市民への情報提供
- ・ 測定体制と対策の充実

#### 2-1 自然生態系

【基本方針】多様な生物や地形による豊かな自然を守ります

- ①希少な自然の保護
- 野生動植物の生息・生育環境と生態系の保全
- ・地域開発事業実施にあたっての環境保全上の 配慮の推進
- ・自然環境に関する情報等の提供と保護意識の 啓発
- ・自然環境の調査・研究
- ・土地利用区分、諸法規制等に基づく土地利用 の推進
- ②里地・里山・里海の保全
- ・森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向 けた適正な管理・整備と情報の提供
- ・環境に配慮した農林漁業促進に向けた啓発
- ③有害鳥獣·外来生物対策
- ・有害鳥獣に関する調査研究と適正な個体数管理
- ・特定外来生物への対策
- ・防除・駆除の推進

#### 2-2 景観資源、身近な緑

【基本方針】自然や歴史を生かし、大船渡らし い景観を創ります

- ①自然・歴史景観の活用
- ・自然環境を生かした観光地の環境保全整備や 美化
- ・三陸復興国立公園や長距離自然歩道の整備と 利用の促進
- ・文化財の調査研究、保護・活用等の推進
- ・民俗芸能、祭り、年中行事など伝統的な生活文化の継承
- ・個性ある景観づくりへの歴史的資源の活用
- ・指定文化財の整備活用の検討
- ・図書館・博物館の充実による情報の保存と提

供

- ②緑化の普及・啓発
- 都市公園の計画的な整備と適切な維持管理
- 市街地の緑化の推進
- ・親水空間の整備と保全
- ・緑に関する情報提供の推進
- 市民の緑化活動支援の推進

#### 3-1 廃棄物

【基本方針】ごみ減量化や資源リサイクルに取り組み、循環型社会を形成します

- ①3Rの推進
- ・ごみの適正な分別・処理の推進
- ・ごみの減量化・再資源化の検討
- ・市民によるごみの減量化・再資源化に関する 活動への支援
- ・3 Rに関する情報の提供と意識啓発
- ・市の業務におけるごみの減量化・再資源化の 推進
- ②廃棄物の適正処理
- ・ごみ処理施設の適正な管理・運営
- ・ごみ処理の広域化の推進
- ・廃棄物・災害廃棄物の適正処理
- ③環境美化の推進
- ・市民総参加による環境美化、公衆衛生活動の 推進
- ・環境美化運動の推進に向けた各種団体との協力
- ・環境美化・公衆衛生活動団体に対する支援
- ・海浜や観光地などの美化
- 不法投棄の防止対策の推進

# 3-2 地球温暖化対策実行計画

【基本方針】省エネルギーやエネルギー転換に 取り組み、低炭素社会を形成します

- ①地球温暖化に関する啓発
- ・日常生活や事業活動から排出される二酸化炭 素の抑制についての普及啓発
- ・地球温暖化に関する情報提供
- ②省資源・省エネルギーの普及
- 気仙広域環境未来都市計画の推進
- ・省資源・省エネルギーに関する意識啓発
- ・市の業務における省エネルギー率先行動の推進
- ・公共交通機関の利用推進
- ・二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全
- ③環境負荷の小さいエネルギーの普及
- 気仙広域環境未来都市計画の推進
- ・公共施設等における再生可能エネルギー導入 の検討
- ④市の率先行動
- ・市の業務における温室効果ガス削減率先行動 の推進

#### 4-1 環境教育·環境学習

【基本方針】環境への理解と意識を高めます

- ①環境教育の推進
- ・学校教育活動全体を通じた環境教育の推進
- ・地区公民館等が中心となった地域環境教育の 推進
- ・市民への環境に対する意識の啓発
- ・事業場への環境汚染防止等に関する意識の啓 発
- ②人材育成と情報提供
- ・教育機関と連携した指導者育成
- ・環境教育・環境学習に役立つ地域環境情報の収集・整理・提供

#### 4-2 環境保全活動・環境配慮

【基本方針】環境保全の行動と連携を広げます ①環境保全活動の推進

- ・環境保全活動を行う団体に対する支援
- 環境保全活動への参加意識の啓発
- ・ 地域の環境活動情報の提供
- ・環境ボランティア団体のリーダー育成
- ②日常生活における環境配慮の推進
- 環境にやさしいくらしの情報提供と普及啓発
- ③事業活動における環境配慮の推進
- ・事業場への環境汚染防止等に関する意識の啓 発
- 事業者と地域との環境保全協定締結の支援
- 各種産業の環境と調和の促進
- ④開発事業における環境配慮の推進
- 環境影響評価法及び県条例に基づく環境影響 評価制度の適切な推進
- ・自然環境保全指針の周知や自然環境情報の 収集・提供
- ・適切な土地利用の促進

#### 第4 行動指針

望ましい環境像の実現には、市民・事業者・市の各主体の自主的な環境配慮が必要です。循環型社会づくりに向けた3Rと、日常の生活や事業活動、自動車利用の低炭素化についての行動の指針を示します。

- (1) 3 Rの実践
- リデュース
   ごみの発生抑制に努めましょう。
- ② **リユース** ものの再利用に努めましょう。
- ③ リサイクル 廃棄されるものの再資源化に努めましょう。
  - (3) エコオフィスの実践
  - ① 冷暖房の効率改善
  - ② オフィス環境関連
  - ③ 通勤·移動関連
  - ④ OA機器関連
  - ⑤ 家電・水回り関連
  - ⑥ 建物·敷地関連
  - ⑦ 行動改善

- (2) エコライフの実践
- ① 冷暖房の効率改善
- ② 自動車依存の抑制
- ③ 給湯の効率改善と節水
- ④ 家電利用の効率改善
- ⑤ 炊事の効率改善
- ⑥ 省エネ型機器などの利用
- ⑦ 地産地消
- (4) エコドライブの実践
- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- ⑤ アイドリングストップ
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

# 第5 環境基本計画の分野別の達成状況

環境の分野	項目•達成目標	R3実績	R4目標	(単位)
	二酸化窒素の環境基準	0.004	0.04(環境基準)	ppm
	降下ばいじん量(下権現堂)	3.3	10.0	t/km²/月
大気の環境	降下ばいじん量(野々田)	2.4	10.0	t/km²/月
大気の環境   二酸下下   一般下下   一般下下   一般下下   一般下下   一般下下   一般下下   一般   一般	公用車に占めるエコカー導入 割合	82.24 (前年度比1.88%増)	対前年度以上	%
	盛川本流権現堂橋のBOD	<0.5	2.0(環境基準)	mg/L
	盛川本流佐野橋のBOD	<0.5	2.0(環境基準)	mg/L
	盛川本流川口橋のBOD	<0.5	2.0(環境基準)	mg/L
	立根川のBOD	0.5	2.0(環境基準)	mg/L
	吉浜川のBOD	<0.5	1.0(環境基準)	mg/L
	大船渡湾湾奥のCOD	2.4	2.0(環境基準)	mg/L
	大船渡湾湾央のCOD	1.9	2.0(環境基準)	mg/L
	大船渡湾湾口のCOD	1.4	2.0(環境基準)	mg/L
水の環境	大船渡湾の全窒素(湾央)	0.35	0.3(環境基準)	mg/L
	大船渡湾の全リン(湾央)	0.025	0.03(環境基準)	mg/L
	綾里湾湾奥のCOD	1.0	2.0(環境基準)	mg/L
	綾里湾湾口のCOD	0.8	2.0(環境基準)	mg/L
	越喜来湾湾奥のCOD	1.0	2.0(環境基準)	mg/L
	越喜来湾湾央のCOD	1.1	2.0(環境基準)	mg/L
	吉浜湾湾奥のCOD	1.1	2.0(環境基準)	mg/L
	吉浜湾湾央のCOD	1.0	2.0(環境基準)	mg/L
	汚水処理人口	75.8	82.1	%
	環境騒音	全ての測定値点で環境基準 達成	環境基準を達成	-
身近な生活環境	空間放射線量の調査と、市民への情報提供	市内7箇所で定点測定を年1 回実施し、その結果を市広 報及び市ホームページで公 表した。	市内で定点測定を実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表する。	-
	農林水産物などの放射性物質濃度の検査と、市民への情報提供	農林水産物などの放射性物 質濃度を検査し、その結果を 市ホームページで公表した。	農林水産物などの放射性物 質濃度を検査し、その結果を 市広報及び市ホームページ などで公表する。	-
自然生態系	間伐実施面積(累計)	488.62	397.0	ha
	市街地の緑化水準	11.8	15.0	%
廃棄物	1人1日あたりごみ排出量	651	500	g
地球温暖化対策	市の行政事務活動における温 室効果ガス総排出量	6,486.57 (平成25年度比24.5%削減)	平成25年度比で40%削減 (R12目標)	t
実行計画	市域における 二酸化炭素排出量※	285 (平成2年度比27.1%削減)	平成2年度比で25%削減	千t
•環境学習	青少年の環境保全 実践活動等参加団体数	4	30	団体数
環境保全活動 •環境配慮	環境に配慮した行動を 実践している人の割合	84.6	80.0	%

※市域における二酸化炭素排出量は、公表年度等の都合により、令和元年度の数値を記載しています。

#### ○ 大気の環境の達成目標について

二酸化窒素の環境基準及び降下ばいじん量の望ましい値は、目標が達成されています。 公用車に占めるエコカー導入割合は、計画策定時(平成23年度実績)の60.29%から令和3年度実績で82.24%と大きく増加しています。

#### ○ 水の環境の達成目標について

令和3年度に測定した地点のうち、大船渡湾湾奥のCOD及び大船渡湾湾央の全窒素が環境 基準を超過していますが、それ以外の地点では環境基準を達成しています。

汚水処理人口普及率は75.8%と目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

#### ○ 身近な生活環境の達成目標について

環境騒音は、測定した全ての地点で環境基準を達成しています。

空間放射線量の調査及び農林水産物などの放射線物質濃度の検査については、継続して測定 や検査を実施しており、目標を達成しています。

# ○ 自然生態系の達成目標について

間伐実施面積は累計で488.62haとなっており、目標を達成しています。

# ○ 景観資源、身近な緑の達成目標について

市街地の緑化水準は11.8%と目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

#### ○ 廃棄物の達成目標について

1人1日あたりごみ排出量は651gと目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

## ○ 地球温暖化対策実行計画の達成目標について

市の行政事務活動における温室効果ガス排出量の令和3年度の総排出量は6,486.57tであり、 平成25年度比で24.5%減となっています。

市域における二酸化炭素排出量は、令和元年度実績で285 千 t であり、平成2年度比で27.1%削減となっており、目標を達成しています。

#### ○ 環境教育・環境学習の達成目標について

青少年の環境保全実践活動等参加団体数は4団体となっており、目標に達していませんので、 目標達成に努めていきます。

#### ○ 環境保全活動・環境配慮について

環境に配慮した行動を実践している人の割合は84.6%となっており、目標を達成しています。

第2部 環境の現状と対策

# 第1章 大気汚染

#### 第1 概況

大気汚染は、工場・事業場、自動車などから汚染物質が排出されることによって起こります。 二酸化硫黄 $(SO_2)$ 、二酸化窒素 $(NO_2)$ 、浮遊粒子状物質(SPM)や微小粒子状物質(PM2.5) などの 汚染物質は高濃度で人の健康に影響を与えることから、人の健康を保護するうえで維持するこ とが望ましい基準として、環境基準が定められています。

県では、大気汚染の現況を把握するため、市内 1 か所で二酸化窒素  $(N0_2)$  の常時監視測定を実施しており、本市の大気の状況は良好に推移しています。

しかし、大気汚染問題は、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化、硫黄酸化物や 窒素酸化物などによる酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊など、国境を越えた地球規模 の対策が重要となっています。

## 第2 大気汚染の監視

#### 1 二酸化窒素

二酸化窒素は、物が燃えることにより発生する物質で、工場、自動車や家庭の暖房などから排出され、濃度が高くなると喉や肺などの呼吸器系の疾患の原因となります。

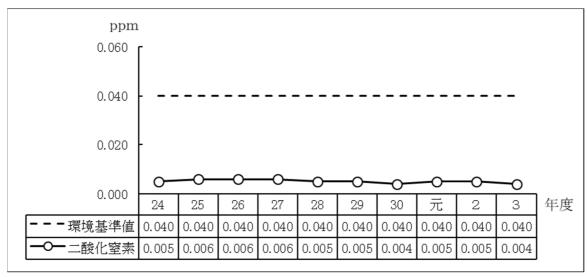
また、酸性雨や光化学オキシダントなどの原因にもなります。

県では、本市の状況の常時監視測定を、平成23年3月11日までは大船渡町字茶屋前地内で測定していましたが、東日本大震災の津波被害で被災し測定ができなくなったため、平成24年3月から猪川町の県合同庁舎で測定を再開しています。

測定結果は、環境基準を達成しており、良好な数値で推移しています。

図1は、過去10年間の経年変化を示しています。

#### 図1 二酸化窒素の経年変化(年平均値)



資料: 岩手県 (大気汚染状況の常時監視結果)

#### 2 降下ばいじん

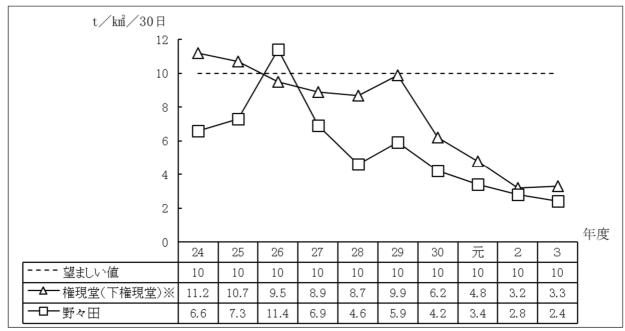
大気中に浮遊している粒子状物質が、重力や雨などによって降下するものを降下ばいじん といいます。環境基準は設定されていませんが、大気中に浮遊している粒子状物質の指標と なっています。特に沿道地域については、道路粉じん由来のものが多いことから、道路粉じ ん量の指標にもなります。

当市では、沿道の生活環境の実態を把握するため、降下ばいじん調査を昭和 59 年から盛町字権現堂地内と大船渡町字野々田地内で継続して実施しています。令和 2 年度には、盛町字権現堂地内で測定を行っていた旧大船渡消防署の解体に伴い、猪川町字下権現堂地内に測定場所を変更しています。

令和 2 ・ 3 年度は、猪川町下権現堂、大船渡町野々田のいずれにおいても、年平均値が望ましい値( $10 t/k m^2 \cdot 30$  日)を達成しています。

図2は、過去10年間の経年変化を示しています。

#### 図2 降下ばいじんの経年変化(年平均値)



※測定箇所について、令和元年度までは盛町字権現堂地内で行っていたが、令和2年度から猪川町字 下権現堂地内に測定箇所を変更した。

#### 3 酸性雪(酸性雨)

酸性雨とは、石炭や重油などの化石燃料の燃焼に伴い、硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に放出され、これらが酸化し生じた硫酸イオンや硝酸イオンが雨水に取り込まれた酸性を示す雨や雪(pH5.6以下)等のことを言います。

酸性雨は、森林の衰退や湖沼に生息する魚類等の減少、遺跡や建築物などの侵食被害を引き起こします。

本市では、平成4年度から、本市を含めた東北地方の各市で構成されている東北都市環境 問題対策協議会と共同し、降雪のある地域特性を生かして、酸性雪調査を実施しています。

令和2・3年度の調査結果は、酸性雨の基準である pH5.6 を上回っているため、おおむね 良好な状況となっています。

表 17 は令和 2 ・ 3 年度の調査結果、図 3 は過去 10 年間の経年変化、図 4 は大気汚染監視 測定地点を示しています。

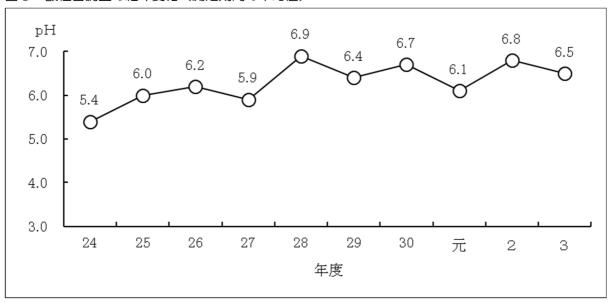
表 17 酸性雪調查網	課
-------------	---

(測定場所:市役所本庁舎屋上)

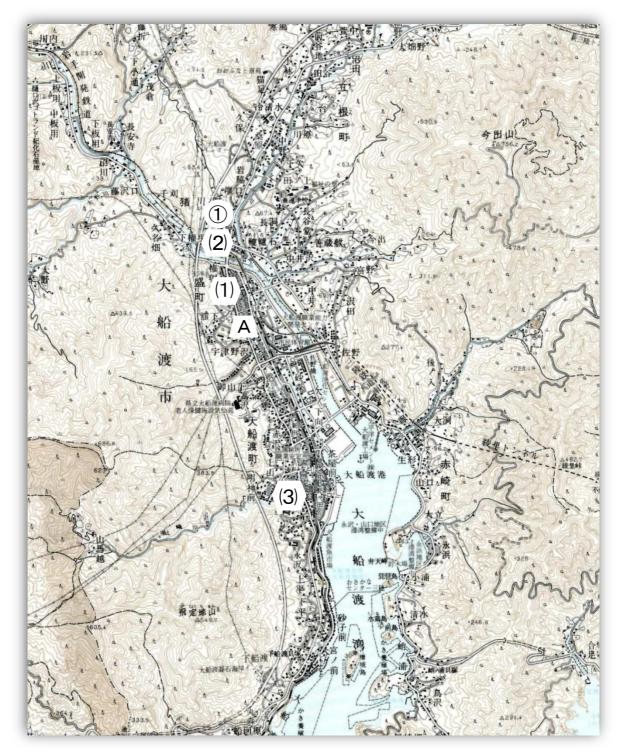
年度	区 分	区分 1回目		3回目	4回目	貯水量合計 pH加重平均
	測定期間 R3.1.18 ~ 1.		1.25 ~ 1.31	2.1 ~ 2.7	2.8 ~ 2.14	$1.18 \sim 2.14$
2	貯水量 (mL)	0	500	410	0	910
	рН	-	7. 0	6. 5	ı	6.8
	測定期間	R4. 1. 17 ~ 1. 23	1.24 ~ 1.30	1.31 ~ 2.6	$2.7 \sim 2.13$	1.17 ~ 2.13
3	貯水量 (mL)	510	0	0	0	510
	рН	6. 5	-	-	-	6. 5

(注) 2014年3月に環境省から発表された越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング報告書(平成20~24年度)によると、2008年度から2012年度の5年間の全国の降水pHの平均値は4.60~5.21の範囲(全平均値は4.72)である。

# 図3 酸性雪調査の経年変化 (測定期間の平均値)



# 図4 大気汚染監視測定地点



測定項目	測定局名	番号	備考
室素酸化物	猪川町局	1	H23.3.11 茶屋前局が震災により測定終了し、 H24.3 から猪川町局にて測定開始。
	権現堂	(1)	令和元年度までは盛町字権現堂地内、令和2
降下ばいじん	下権現堂	(2)	年度から猪川町字下権現堂地内で測定
	野々田	(3)	
酸性雪	市庁舎屋上	Α	

# 第3 工場・事業場等対策及び規制

# 1 法及び条例に基づく届出状況

#### (1) 法に基づく届出

大気汚染防止法に基づくばい煙関係の届出は、令和2年度、令和3年度ともに設置届、 廃止届はありませんでした。

また、粉じん関係については、令和2年度は設置届、廃止届ともに0件、令和3年度は 設置届0件、廃止届1件でした。

これにより、令和3年度末におけるばい煙関係の総事業場・施設数は56事業場98施設、 粉じん関係は26事業場310施設となっています。

表 18 は、大気汚染防止法に基づく届出状況を示しています。

#### 表 18 大気汚染防止法に基づく届出状況

(令和4年3月31日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
	1	ボイラー	86			
ばい	6	金属加熱炉	1	1 2 98 (10)		大気汚染防止法(施行令別表
煙発生	9	焼成炉	2		56 (10)	第1) に係るもの。 () 内の数字は、電気事業法 に係る施設であり、外数で示
施設	施			す。		
	13	廃棄物焼却炉	3			
粉	2	堆積場	43			
じん発	3	コンベア	193	310	26	大気汚染防止法 (施行令別表 第2) に係るもの
発 生 施	4	破砕機・摩砕機	54	310	20	
設	5	ふるい	20			

#### (2) 条例に基づく届出

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(以下「生活環境保全条例」)に基づく届出は、表 19 に示すとおりであり、ばい煙発生施設の届出は、令和 2 年度は設置届 1 件、廃止届 0 件、令和 3 年度は設置届、廃止届ともありませんでした。

また、粉じん発生施設の届出は、令和2年度、令和3年度ともに設置届、廃止届はありませんでした。

これにより、令和3年度末の総事業場数、総施設数は、ばい煙関係が3事業場3施設、 粉じん関係については53事業場142施設となっています。

#### 表 19 岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況

(令和4年3月31日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考					
ばい煙発生施設	1	廃棄物焼却炉	3	3	3	・岩手県生活環境保全条例(施行規 則別表第1)に係るもの					
	1	堆積場	4								
粉じ	2	破砕機・摩砕機	5								
ん 発 生	3	ふるい	4	142	142	53	・岩手県生活環境保全条例(施行規 則別表第2)に係るもの				
施設	4	打綿機	9								
	5	木材の切断施設	122								

# 2 ばい煙施設等への立入調査状況

県(沿岸広域振興局)においては、各種届出の照合、確認などのために、また、市では苦情発生時などにおいて事業場等への立入調査を実施しています。

ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立ち入り調査は、令和2年度は0件、令和3年度1件でした。

## 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出は、令和2・3年度ともに3件で した。

同法による特定事業場数・特定施設総数は、3事業場3施設(施設の種類はいずれも廃棄 物焼却炉)となっています。

## 4 野外焼却行為に関する指導

庭先や空き地などでのごみの焼却は、ダイオキシン発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰により近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることがあります。

このようなことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、平成13年4月1日より廃棄物の野外焼却が原則禁止になり、同法律の改正と「ダイオキシン類対策特別措置法」により、平成14年12月1日からは、基準を満たさない焼却炉の使用が禁止になっています。

さらに、平成16年4月1日からは、岩手県条例(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例)により、これまで例外的に野外焼却が認められていた場合であっても、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は禁止されています。

現在、大気汚染に関する苦情のほとんどが廃棄物の焼却に関するものであることから、市では、廃棄物の適正処理について、県(沿岸広域振興局)などの関係機関と連携し指導するとともに、広報紙等を通じて周知しています。

# 第2章 水質汚濁

#### 第1 概 況

本市の河川等のほとんどは、生活系・産業系排水などを取り込みながら、大船渡湾、綾里湾、 越喜来湾、吉浜湾に注いでいます。

こうした河川や海域等の公共用水域は、利用目的の観点から環境基準が設定されています。 本市では盛川、吉浜川、大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾において環境基準が設定されて おり、県ではその達成状況を把握するため、常時監視測定を行っています。

その結果、盛川、吉浜川、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾のそれぞれの観測地点において環境基準を達成しており、概ね良好な状況で推移しています。しかしながら、大船渡湾の観測地点の一部においては環境基準の超過が見られることから、水質汚濁防止法や岩手県条例(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例)に基づき、引き続き、県(沿岸広域振興局)と連携して工場・事業場の立入検査や排水処理施設の設置・管理指導を行うとともに、「大船渡湾水環境保全計画」などにより施策の推進を図っています。

### 第2 公共用水域等の監視

#### 1 河川等の水質

本市の河川では、盛川と吉浜川において環境基準が設定されており、県ではその達成状況を把握するため、常時監視測定を行っています。

河川の水質調査地点は、図21に示しています。

# (1) 盛川の水質

盛川は、本市の主流河川であり、環境基準A類型に指定されています。

上流では、盛川の主流である鷹生川で鷹生ダムが平成18年度に完成し、中流域から下流域にかけては河川改修工事が進むとともに、河川敷地は公園が整備されるなど、親水域としての機能も整いつつあります。

その反面、近年、河床に大量のヨシが群生し、冬季に立ち枯れたものが大雨時に大船渡 湾内に流れ込むといった課題もあります。

県では、権現堂橋地点、佐野橋地点、川口橋地点で盛川の常時監視測定を実施しており、 令和2・3年度の水質は環境基準を達成しています。

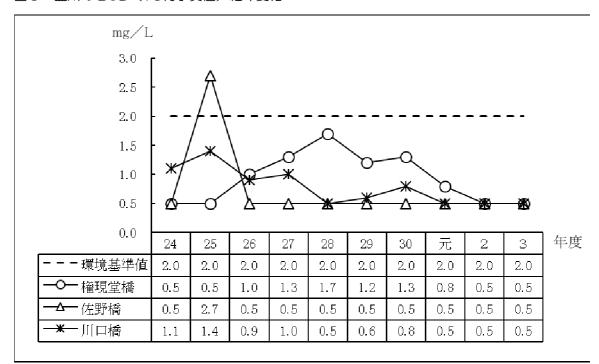
表 20 は、令和 2・3 年度の水質測定結果、図 5 は過去10年間のBODの経年変化を示しています。

表 20 盛川の水質測定結果

地点			年度	DO	BOD	SS
	上流	権現堂橋	2	10	<0.5	1
	上 () [[	惟児星間	3	9. 9	<0.5	<1
   県測定	下流	<b>小</b> 取 <del>核</del>	2	10	<0.5	1
) N 183 AC		佐野橋	3	10	<0.5	1
	1 1/14	川口橋	2	10	<0.5	2
		川口僃	3	9.9	<0.5	2

(注) BODは75%水質値、DO·SSは年平均値

図5 盛川のBOD (75%水質値)経年変化



資料:岩手県(公共用水域水質測定結果)

#### (2) 立根川の水質

立根川は、盛川の支流で環境基準A類型に指定を受けており、国道45号とほぼ平行しながら南下し、猪川町字下権現堂地内で盛川に合流します。

立根川水域は、近年、住宅地化に伴う田畑の消失などが進んでいることから、水量の低下と相まって水質の悪化が懸念される状況にあります。

県では、一中前橋地点で常時監視測定を実施しており、令和2・3年度の水質は環境基準を達成しています。

表 21 は、令和 2 ・ 3 年度の水質測定結果、図 6 は過去 10 年間のBODの経年変化を表 しています。

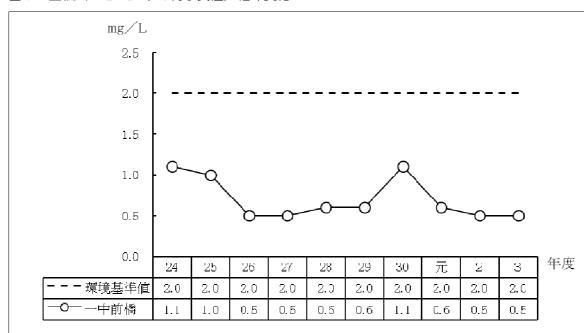
表 21 立根川の水質測定結果

(単位:mg/L)

地	点	年度	DO	BOD	SS
県測定 一	一中前矮	2	10	0.5	1
	一中前橋	3	10	0.5	1

(注) BODは75%水質値、DO·SSは年平均値

図6 立根川のBOD(75%水質値)経年変化



## (3) 吉浜川の水質

吉浜川は環境基準AA類型の指定を受けており、直接吉浜湾に流れ込んでいます。

県では、要橋地点で常時監視測定を実施していますが、その水質は環境基準を達成しています。

表 22 は令和 2・3年度の水質測定結果、図 7 は過去10年間のBODの経年変化を示しています。

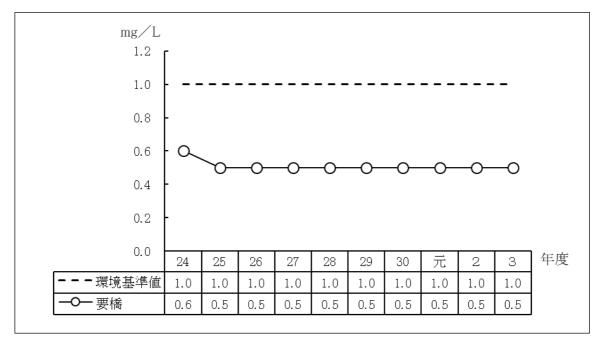
表 22 吉浜川の水質測定結果

(単位:mg/L)

地	点 年度 DO		BOD	SS	
1月 河 孛	<b>而</b> <del>长</del>	2	10	<0.5	1
県測定	要橋	3	11	<0.5	<1

(注) BODは75%水質値、DO·SSは年平均値

# 図7 吉浜川のBOD (75%水質値)経年変化



資料:岩手県(公共用水域水質測定結果)

# (4) 須崎川の水質

領崎川は大船渡町を縦断し、大船渡湾に注いでいます。上流部は、山林の保水力の低下等に伴う水量の減少と相まって、生活排水等の流入による水質の汚濁が見られていましたが、流域7地域で設立した「須崎川清流化対策推進協議会」が中心となり、河川の定期清掃や各家庭での生活雑排水の汚濁負荷削減のための実践活動に取り組んだことや、公共下水道の整備が進められたことから、水質の状況が良好になってきています。

県では明土橋地点で常時監視測定を実施しています。須崎川には環境基準は設定されていませんが、BODが高い数値となる年度が見られることから、今後も注視していく必要があります。

表 23 は、令和 2・3 年度の水質測定結果、図 8 は過去10年間のBODの経年変化を示しています。

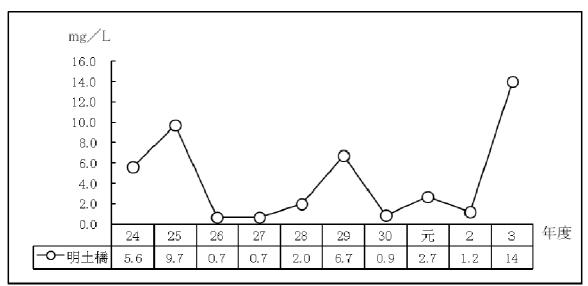
表 23 須崎川の水質測定結果

(単位:mg/L)

地	点	年度	DO	BOD	SS
県測定	明上长	2	11	1.2	1
	明土橋	3	11	14	<1

(注) BODは75%水質値、DO・SSは年平均値

図8 須崎川のBOD (75%水質値)経年変化



### 2 海域の水質

当市の大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾は、環境基準A類型指定の海域であり、県では、大船渡湾の3地点と綾里湾・越喜来湾・吉浜湾の2地点において、環境基準の達成状況を把握するための監視測定を行っています。

海域の水質調査地点は、55ページ図21に示しています。

#### (1) 海域のCOD等の測定結果

大船渡湾のCOD (75%水質値) は、平成5年度から平成22年度まで環境基準を超過していましたが、平成23年度に環境基準を下回りました。これは東日本大震災の津波の影響で湾口防波堤が倒壊し、湾口部における海水交流や、陸域からの流入負荷に大きな変化が生じたためと考えられます。

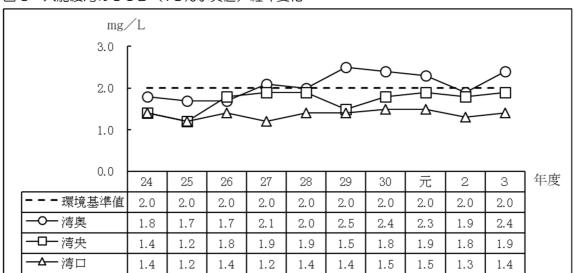
しかしながら、平成27年度以降湾奥において再び数値が上昇傾向となっており、環境基準を超過する年度があることから、環境基準を達成するため「大船渡湾水環境保全計画」に基づき、公共下水道事業や漁業集落排水事業、浄化槽設置整備事業を推進するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を再認識するなど、さらなる汚濁負荷量の削減に努めることが重要となっています。

平成23年度以降、綾里湾及び越喜来湾については、東日本大震災の影響で測定していませんでしたが、綾里湾については平成25年度、越喜来湾については、平成26年度から測定を再開しています。

令和2・3年度の各湾の水質測定結果は表24~27に示すとおりです。大船渡湾奥で環境 基準を超過していますが、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾の各調査地点では下回っています。 なお、図9~12に各湾のCOD(75%水質値)経年変化を示しています。

表 24 大船渡湾の水質測定結果

地点 年度 =		рΗ	DO(mg/L)		COD(mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)	
地点	十及	最小値 最大値	最小値 最大値	平均值	最小値 最大値	日間 平均値	平均値 75%水質値	最小値 最大値	平均值
्रमार विव	2	8.0 8.3	7. 7 10. 0	8.9	0.8 3.0	1.9	1.9	6. 1 7, 900	823
湾奥	3	8. 0 8. 6	7. 5 10. 0	8.8	1. 0 3. 7	1. 9	2.4	1.8 2,300	420
湾央	2	8. 1 8. 3	7. 5 10. 0	8.8	0. 9 2. 7	1.8	1.8	4. 1 54, 000	4, 620
<b>角</b> 天	3	8. 1 8. 4	7. 3 10. 0	8. 7	0. 9 3. 2	2. 1	1.9	2 1, 100	290
湾口	2	8. 1 8. 3	7. 6 10. 0	8.8	0.8	1. 4	1.3	<1.8 330	45
6号   凵	3	8. 1 8. 2	7. 4 9. 9	8. 7	0.7	1. 3	1.4	<1.8 220	25

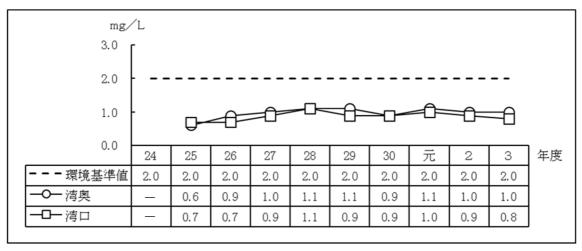


# 図9 大船渡湾のCOD (75%水質値) 経年変化

表 25 綾里湾の水質測定結果

地点年度		рН	DO(mg/L)		(	C O D (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)	
地点	午及	最小值 最小值 平均值		最小值	値 日間平均値		最小值	平均値		
		最大値	最大値	十均恒	最大値	平均值	75%水質値	最大値	十岁旭	
	2	8.1	7.9	9.0	0.7	1.0	1.0	<1.8	1.8	
湾奥		8.2	10.0	3.0	1.2	1. 0	1.0	<1.8	1.0	
15天	3	8. 1	7.6	8. 7	0.6	1.2	1.0	<1.8	1. 9	
	0	8.2	9.8	0.1	1.7	1. 4	1.0	2.0	1. 3	
	2	8. 1	8. 1	9. 1	0.6	0.9	0. 9	<1.8	1.8	
湾口	2	8. 1	10.0	9. 1	1.2	0. 9	0. 9	<1.8	1.0	
15 1	3	8. 1	7.6	8. 7	0.7	0.9	0.8	<1.8	1.8	
	J	8.2	9.7	0. 1	1.1	0.9	0.0	<1.8	1.0	

図 10 綾里湾のCOD (75%水質値)経年変化



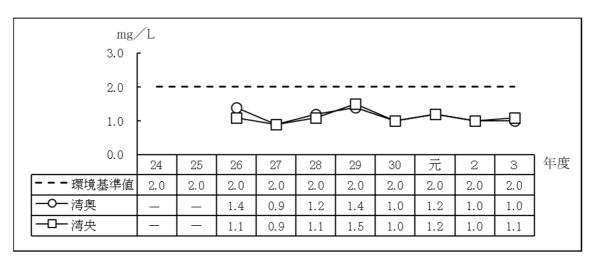
(注) 平成24年度は、東日本大震災の影響により未測定

表 26 越喜来湾の水質測定結果

lile . ⊨	左座	рН	DO (mg/L)		(	COD(mg	g/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	
地点	年度	最小値   最小値   平均値   日間平均値			最小値	平均值			
		最大値	最大値		最大値	平均值	75%水質値	最大値	1 112
	2	8.1	7.9	9.0	0.8	1. 1	1.0	<1.8	21. 1
湾奥		8.2	10.0		1.4			79	
15 天	3	8. 1	7.5	8. 5	0.6	1.0	1.0	<1.8	7.8
	U	8.2	9.5	0. 0	1.3	1.0	1.0	23	1.0
	2	8. 1	8.0	9. 0	0.6	1.0	1.0	<1.8	83. 9
湾央	2	8.2	10.0	3.0	1.3	1.0	1.0	330	00. 9
/ 6 大	3	8. 1	7.6	8.6	0.5	0.9	1. 1	<1.8	3. 2
	J	8.2	9.5	0.0	1. 2	0.9	1. 1	4. 5	3. 4

資料:岩手県(公共用水域水質測定結果)

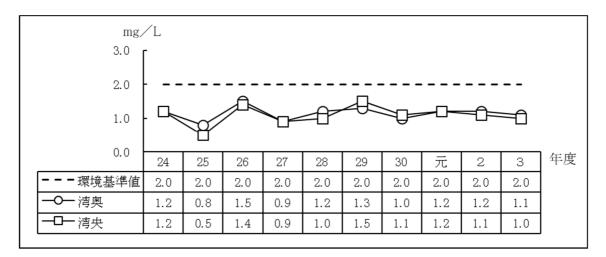
図 11 越喜来湾のCOD (75%水質値) 経年変化



(注) 平成24、25年度は、東日本大震災の影響により未測定

表 27 吉浜湾の水質測定結果

		рН	DO(mg/L)		COD(mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)	
地点	年度	最小値	最小値	· → → → → → → → → → → → → → → → → → → →		日間平均値		最小値	平均値
		最大値	最大値	世	最大値	平均值	75%水質値	最大値	一な恒
	2	8.1	7.9	9.0	0.8	1. 2	1. 2	<1.8	552. 0
湾奥		8.2	10.0	3.0	1.6	1. 2	1. 2	2, 200	002.0
6 天	3	8.1	7.7	8.8	0.8	1. 1	1. 1	<1.8	140.0
	J	8.3	9.9	0.0	1.3	1. 1	1. 1	490	140.0
	2	8.1	8.1	8.9	0.8	1. 1	1. 1	<1.8	198. 9
湾央		8.2	9.7	0.9	1.4	1. 1	1. 1	790	190. 9
月代	3	8.1	7.7	8.8	0.6	1.0	1.0	<1.8	4. 2
	J	8.3	9.9	0.0	1.3	1.0	1.0	9.3	4. 2



#### 図 12 吉浜湾のCOD (75%水質値) 経年変化

# (2) 海域の全窒素、全リンの測定結果

湖沼、内湾、内海等周囲を陸域に囲まれた閉鎖性水域は、水の交換性が悪いため汚濁物質が滞りやすく、しかも汚濁の改善が難しいという性質を持っています。

こうした水域では、流入した窒素やリンなどの栄養塩類が滞ると、植物プランクトンが 著しく増殖し、水質が悪化する「富栄養化」が進んできます。

その結果、海域では赤潮が発生したり、酸素をほとんど含まない水域が広がる(海底に 沈んだプランクトンの死骸が分解する際に水中酸素が消費される)など、漁業等への様々 な被害を及ぼす原因にもなります。

当市においては、大船渡湾の湾奥、湾央及び越喜来湾が海域A類型及び海域Ⅱ型類型指定されており、環境基準が設定されています。県では、類型指定前から継続して大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾の全窒素、全リンの測定を実施しています。

平成23年度以降、綾里湾及び越喜来湾については、東日本大震災の影響により測定していませんでしたが、綾里湾では平成25年度、越喜来湾では平成26年度から測定を再開しています。

令和2・3年度の水質測定結果は表28~31のとおりであり、図13~20は全窒素、全リンの経年変化を示しました。

環境基準値が設定されている大船渡湾、越喜来湾では、平成 26 年度に大船渡湾の湾奥、湾央で全窒素、全リンともに環境基準値を超え、その後も環境基準値を超過する年度があります。また、越喜来湾においては環境基準の超過は見られていません。

綾里湾、吉浜湾については環境基準値が設定されていませんが、平成 26 年度に吉浜湾湾 奥の全窒素が比較的高い値となった以外は低い値で推移しています。

表 28 大船渡湾の全窒素、全リンの測定結果

地点	年度		全窒素			全リン			
地点	平度	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均值		
湾奥	2	0.19	0.73	0.46	0.016	0.037	0.027		
<b>何央</b>	3	0.08	0.73	0.41	0.013	0.057	0.035		
湾央	2	0.16	0.81	0.49	0.012	0.064	0.038		
(環境基準点)	3	0.08	0.61	0.35	0.014	0.036	0.025		
湾口	2	0.13	0.39	0.26	0.010	0.019	0.015		
停口	3	0.07	0.42	0.25	0.006	0.021	0.014		

図 13 大船渡湾の全窒素経年変化(年平均値)

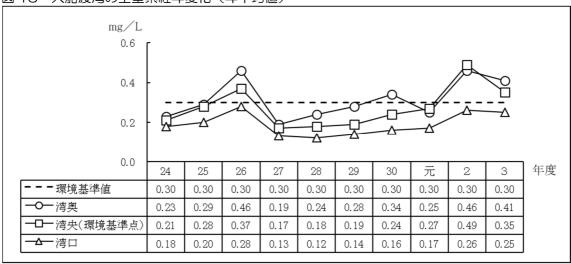


図 14 大船渡湾の全リン経年変化(年平均値)

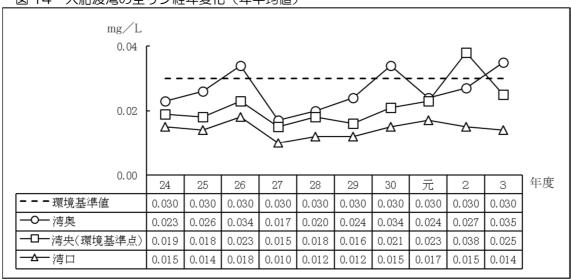
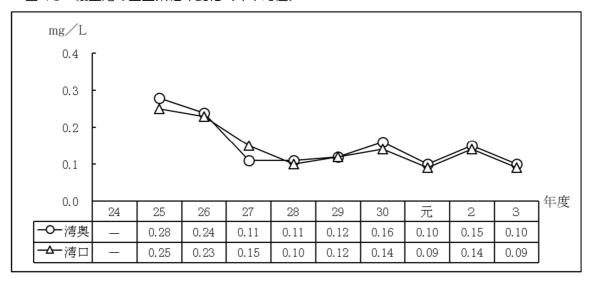


表 29 綾里湾の全窒素、全リンの測定結果

地点	年度	全窒素			全リン			
地点	平及	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均值	
湾奥	2	0.14	0.16	0.15	0.006	0.018	0.012	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	3	0.05	0.14	0.10	0.008	0.023	0.016	
>ボ □	2	0.11	0.17	0.14	0.008	0.018	0.013	
湾口	3	<0.05	0.13	0.09	0.008	0.021	0.015	

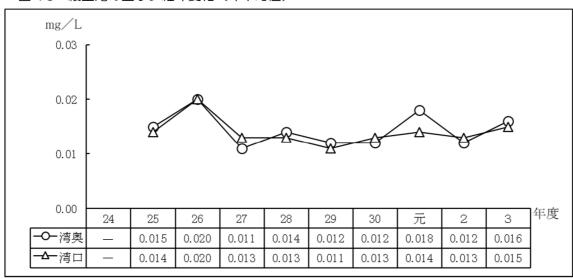
資料:岩手県(公共用水域水質測定結果)

#### 図 15 綾里湾の全窒素経年変化(年平均値)



(注) 平成24年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 16 綾里湾の全リン経年変化(年平均値)



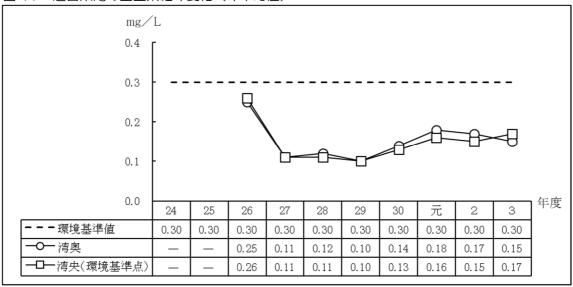
(注) 平成24年度は、東日本大震災の影響により未測定

表30 越喜来湾の全窒素、全リンの測定結果

地点	年度	全窒素			全リン			
地点	十茂	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	
湾奥	2	0.12	0.22	0.17	0.011	0.012	0.012	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	3	0.09	0.21	0.15	0.005	0.017	0.011	
湾央	2	0.12	0.17	0.15	0.008	0.011	0.010	
传光	3	0.09	0.24	0.17	0.009	0.014	0.012	

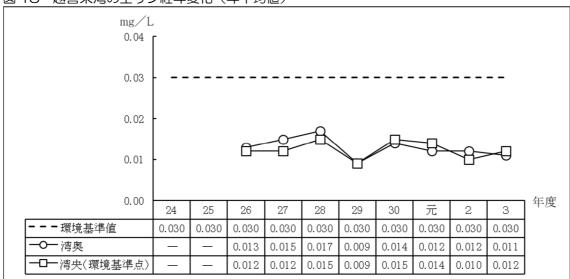
資料:岩手県(公共用水域水質測定結果)

図 17 越喜来湾の全窒素経年変化(年平均値)



(注) 平成24、25年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 18 越喜来湾の全リン経年変化(年平均値)



(注) 平成24、25年度は、東日本大震災の影響により未測定

表31 吉浜湾の全窒素、全リンの測定結果

地点	年度	全窒素			全リン			
地点	干及	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	
湾奥	2	0.12	0.26	0.19	0.010	0.014	0.012	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	3	0.11	0.24	0.18	0.010	0.027	0.019	
湾央	2	0.12	0.17	0.15	0.010	0.019	0.015	
7月大	3	0.11	0.20	0.16	0.006	0.023	0.015	

図 19 吉浜湾の全窒素経年変化(年平均値)

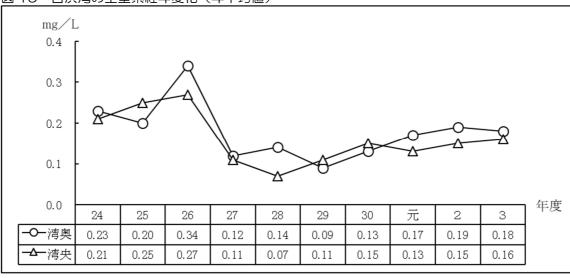


図20 吉浜湾の全リン経年変化(年平均値)

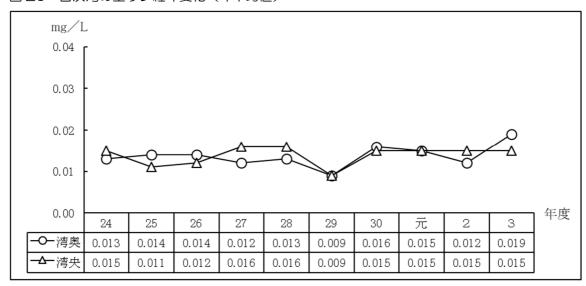
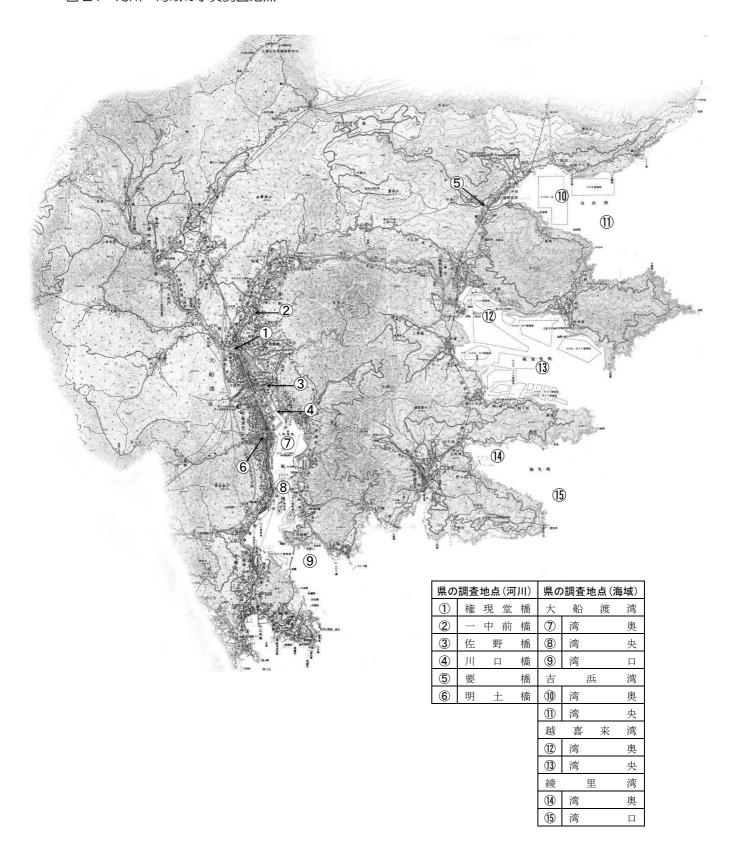


図 21 河川・海域の水質調査地点



### 3 地下水の水質

全国的に、有機溶剤などによる地下水の汚染が広がっているため、県では「地下水質測定 計画」に基づき、県内各地で地下水質調査を行っています。

本市では、概況調査が令和2年度2か所、令和3年度1か所、定期モニタリング調査が令和2・3年度ともに4か所で行われ、概況調査では環境基準を超過した井戸はありませんでしたが、定期モニタリング調査では環境基準を超過した井戸が見られました。

県では、環境基準を超過した際には、汚染井戸の所有者に対して井戸水の飲用方法や使用 方法について指導を行っています。

令和2・3年度の調査結果は表32に示しています。

表32 地下水質の測定結果

		調査	地下水の水質汚濁に係る環境基準超過数					
年度	調査種別	井戸	27 1 92° hnnr410	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	砒素	硝酸性窒素及び	
		件数	yλ-1, 2y γμμ <u>τ</u> γυν		7 17/2 447 100	似糸	亜硝酸性窒素	
2	概況調査	2	0	0	0	0	0	
	定期モニタリング調査	4	0	1	1	3	0	
3	概況調査	1	0	0	0	0	0	
3	定期モニタリング調査	4	0	1	1	3	0	

(注) 概況調査……地域の全体的な地下水状況を把握するための調査。 定期モニタリング調査……汚染井戸の水質を継続的に監視し、経年変化を見るための調査。

# 第3 水生生物による河川水質調査

「水生生物による河川水質調査」とは、川にすむ肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物(指標生物)の生息状況を調べ、その結果から川の水質のきれいさや汚れ具合を知ろうとするもので、県では昭和59年から継続して取り組んでいます。

本市でも、昭和59年から水質保全意識の高揚と環境教育の一環として実施しており、現在は 市内小中学校や地域団体等の協力のもと、定着している事業です。

令和2・3年度の結果は表33・34のとおりです。調査を実施した全ての地点で、きれいな状態とされる水質階級Iとなっています。

表33 令和2年度 水生生物による水質調査実施状況

河川名	水質階級	団体名		
盛川	I	日頃市小学校	(25人)	
立根川	I	立根小学校	(12人)	
立根川	I	猪川小学校	(58人)	

- (注) 1 水質階級は、 I 〜IVまでで表され、 I がきれいな状態、以降 II 〜IVと階級値が上がるにつれ、汚濁が進んでいることを示す。
  - 2 各団体の()内の数字は、参加者の延べ人数を示す。

表34 令和3年度 水生生物による水質調査実施状況

河川名	水質階級	団体名	
盛川	I	日頃市小学校	(27人)
立根川	I	立根小学校	(9人)
立根川	I	猪川小学校	(60人)

- (注) 1 水質階級は、  $I \sim IV$ までで表され、 I がきれいな状態、以降  $II \sim IV$  と階級値が上がるにつれ、汚濁が進んでいることを示す。
  - 2 各団体の()内の数字は、参加者の延べ人数を示す。

# 第4 工場・事業場に関する規制、指導等

## 1 法及び条例に基づく届出状況

水質汚濁防止法及び岩手県環境保全条例に基づく届出は、令和2年度が施設設置届8件、 施設変更届0件、使用廃止届7件、令和3年度は施設設置届2件、施設変更届1件、使用廃 止届2件でした。

これにより、令和3年度末における総事業場数は、一日当たりの排出量50 m<sup>3</sup>以上の排水規制対象事業場が15事業場、排水量50 m<sup>3</sup>未満の排水規制対象外事業場は199事業場、合計214事業場となっています。

また、令和2・3年度における岩手県生活環境保全条例に基づく届出はありませんでした。 なお、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業場は表35のとおりです。

表35 大船渡市の水質汚濁防止法及び届出事業場(令和4年3月31日現在)

令別表 号番号	業種等	排水基準適用 事業場数注)	排水基準適用外 事業場数	合計
1	鉱業	0	1	1
1-2	畜舎関係	0	8	8
2	畜産食料品製造業	1	3	4
3	水産食料品製造業	3	37	40
5	しょう油製造業	0	1	1
8	製あん業	0	2	2
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	0	1	1
16	めん類製造業	0	2	2
17	豆腐又は煮豆製造業	0	8	8
19	繊維工業	0	1	1
21-3	合板製造業	0	1	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業	0	3	3
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	0	1	1
33	合成樹脂製造業	0	1	1
54	セメント製品製造業	0	1	1
55	生コンクリート製造業	0	4	4
59	砕石業	0	1	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	2	2
66-2	旅館業	4	53	57
66-5	食堂、レストラン	0	3	3
67	洗濯業	1	20	21
68	写真現像業	0	2	2
68-2	病院	0	1	1
70	廃油処理施設	0	0	0
71	自動式車両洗浄施設	0	36	36
71-2	科学技術に関する試験研究施設	1	4	5
71-4	産業廃棄物処理施設	0	0	0
72	し尿処理施設	2	0	2
73	下水道終末処理施設	1	0	1
74	複数の特定事業場から排出	2	2	4
14	される水の共同処理施設			
VANIOL III.	合 計	15	199	214

資料:岩手県

<sup>(</sup>注) 排水基準が適用される事業場=排水量 50 m²/日以上又は排水量が 50 m²/日未満の有害あり(有害物質を排出)の事業場

## 2 特定工場、事業場等への立入調査

市では、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例に基づく各種届出の照合、採水及び苦情発生時などにおいて、県(沿岸広域振興局)と連携を図りながら、工場、事業場への立入調査を実施しています。

令和2・3年度における立入調査の状況は、表36のとおり延べ39件となっています。 表37には、行政指導状況を示しましたが、改善指導を必要とする事案が全体を通して4件ありました。

表36 特定工場、事業場等への立入調査状況

年度	採水を伴う 立入調査数	採水を伴わない 立入調査件数	合計	排水基準 超過件数
2	18	1	19	2
3	19	1	20	1

表 37 行政指導状況

業種	年度	行政指導		
未性	平及	改善指導	改善警告	改善命令
畜産食料品製造業	2	0	0	0
田庄及竹吅表坦未	3	0	0	0
水産食料品製造業	2	2	0	0
· 八座 及 们 吅 表 坦 未	3	2	0	0
洗たく業	2	0	0	0
	3	0	0	0
動物系飼料製造業	2	0	0	0
期物系則科聚垣耒	3	0	0	0
し尿処理施設	2	0	0	0
しがた生地収	3	0	0	0
食堂・レストラン	2	0	0	0
及至・レハトノン	3	0	0	0
鉱山	2	0	0	0
別公 口	3	0	0	0
  化学工業	2	0	0	0
11. 子工未	3	0	0	0
試験研究機関	2	0	0	0
PY 例 7L 7茂 [美]	3	0	0	0
旅館	2	0	0	0
が 民日	3	0	0	0

# 第5 公共用水域での流出油事故発生状況

令和2・3年度に公共用水域で発生した流出油事故は表38のとおりです。

市では、常時油吸着マットや中和剤等の資機材を備蓄し、公共用水域において流出油事故が 発生した際には、消防や釜石海上保安部等関係機関と連携しながら、必要に応じて資機材を用 い、防除作業を行っています。

## 表 38 公共用水域流出油事故発生状況

# 【令和2年度】

年月日	場	所	状況・措置・原因
R 3. 3. 24	赤崎町勻	产後ノ入	後ノ入川に緑色の油のようなものが浮いていると通報があり、 現地確認を行った。流出元を発見したため、代表者へ聞き取りを 行い、後日実地検分を行った。 実地検分の結果、流出した油性塗料の主成分には水質汚濁防止 法により規制されている物質が含まれていたことから、再発防止 について原因事業者へ強く指導を行った。【流出量:不明】

## 【令和3年度】

年月日	場所	状況・措置・原因		
R3. 5. 7	大船渡町茶屋前 岸壁	茶屋前岸壁付近で油が流出しているとの連絡があったことら、現地確認を行った。 現地では広範囲に油が流出しており、原因者は不明であった流出した油は、管理者の岩手県河川港湾課において吸着マット除去を行った。【流出量:不明】		
R 3. 11. 2	赤崎町字蛸ノ浦	蛸ノ浦漁港内で油が流出しているとの連絡があったことから、 現地確認を行った。 現地では小さい油膜を確認し、原因は船のドラム缶が気温の上 昇により膨張し重油が噴き出たとのことであった。流出した油 は、流出量が少ないことから処理不要と大船渡消防署で判断、大 船渡警察署より原因者に指導を行った。【流出量:少量】		
R 3. 11. 10	大船渡町茶屋前 岸壁	茶屋前岸壁に停船していた船の乗組員より、発電機と燃料タンクをつなぐパイプが破損し重油が流出したとの連絡があったことから、現地確認を行った。 現地では広範囲に油が流出しており、流出した油は、管理者の岩手県河川港湾課において吸着マットで除去作業を行った。 【流出量:不明】		
R 4. 1. 18	末崎町字細浦	細浦湾内において油が流出しているとの連絡があったことから、現地確認を行った。 現地では少量の油が水面に浮いており、流出量が少ないことから処理不要と大船渡消防署で判断した。【流出量:少量】		
R 4. 2. 17	大船渡町茶屋前 岸壁	茶屋前岸壁に油が浮いているとの連絡があったことから、現確認を行った。 現地では事業者が船に給油する際に誤って船体にこぼし、油海に流出したとのことであった。 流出した油は事業者で処理を行ったが、「船舶給油取扱所」でない場所での給油であることから、大船渡消防署で事業者に指を行った。【流出量:不明】		

# 第3章 騒音•振動•悪臭

#### 第1 騒音・振動

#### 1 概 況

騒音や振動は、人に不快感を与えるばかりではなく、健康面や精神面にも影響を及ぼすことがあります。その発生源は、自動車、鉄道、工場・事業場、建設作業や一般家庭などです。

当市において、騒音・振動によって問題となっている地域は少なく、令和2・3年度においては、騒音苦情が1件、振動苦情は0件と概ね良好な状況にあります。

# 2 一般環境騒音に係る調査測定

騒音に係る環境基準は、都市計画用途地域の類型ごとに定められています。

当市においては、昭和 63 年に環境基準地域指定を受け、市内 18 地点で環境騒音測定を開始、平成 11 年 4 月 1 日には騒音環境基準改定に伴う評価方法変更により、測定方法や測定地点を見直して市内 8 地点での測定とし、平成 23 年度以降は、東日本大震災の津波浸水区域の生活環境の変化により、大船渡町茶屋前地点を除いた 7 地点で測定を実施しています。

表 39 に騒音環境基準の時間区分、表 40 に各地点の環境基準達成状況を示しています。令和2・3年度は、全ての測定地点において環境基準を満たしています。

図22に令和2・3年度の測定結果、図23には測定地点を示しています。

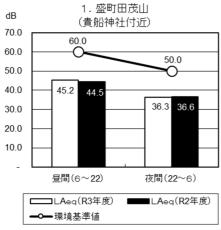
#### 表 39 時間区分

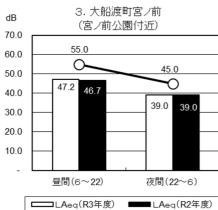
区 分	昼間	夜間
時 間	午前6時~午後10時	午後 10 時~午前 6 時

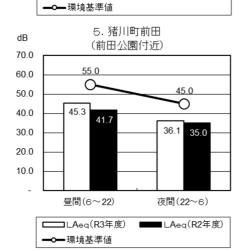
#### 表40 環境騒音測定 環境基準の達成状況

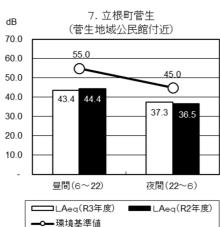
項目	令和2年度	令和3年度
昼間及び夜間に環境基準を達成	田茂山、田中、宮ノ前、諏訪前、 前田、長谷堂、菅生	田茂山、田中、宮ノ前、諏訪前、 前田、長谷堂、菅生
昼間に環境基準を超過	なし	なし
夜間に環境基準を超過	なし	なし
昼間及び夜間に環境基準を超過	なし	なし

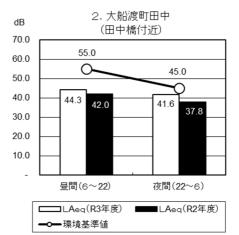
#### 図 22 環境騒音測定結果

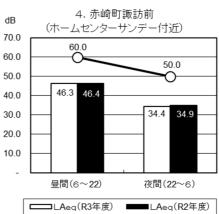


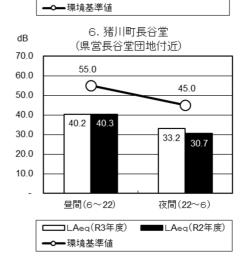




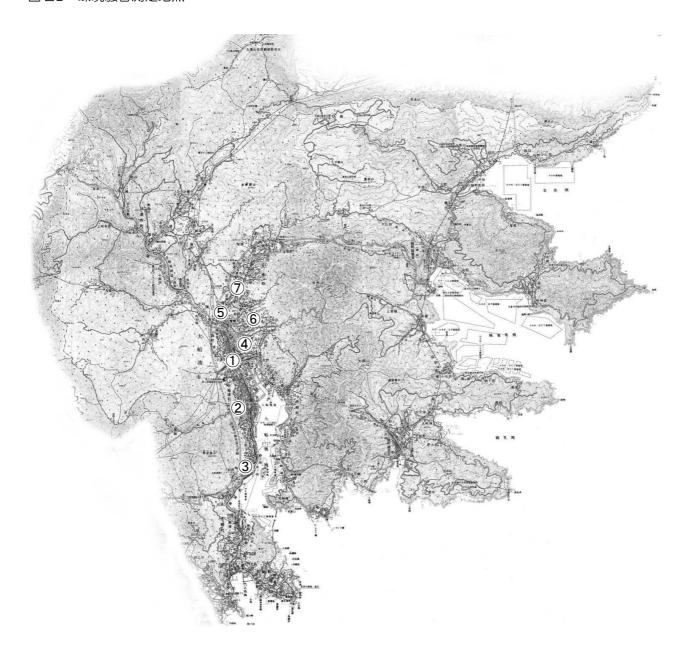








# 図 23 環境騒音測定地点



1	田茂山・近隣商業地域	2	田中・第2種中高層住居専用地域
3	宮ノ前・第1種住居地域	4	諏訪前・工業地域
<b>⑤</b>	前田・第2種中高層住居専用地域	6	長谷堂・第1種低層住居専用地域
7	菅生・第1種住居地域	·	

### 3 自動車騒音常時監視

市では市内全域の幹線道路に面する地域の騒音暴露状況を把握するため、自動車騒音常時 監視を実施しています。

測定は5年で市内の幹線道路を一巡する計画としており、対象道路総延長 21.5km のうち、 令和2年度は4.9km、令和3年度は5.4kmを対象に測定を実施しました。

対象住居等戸数のうち環境基準値以下だった割合は令和2年度100%、令和3年度99.7%でした。環境基準を超過した住居は、要請限度(道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する判断基準)を超過しませんでしたが、今後も状況を注視していく必要があります。

表 41、42 に令和 2・3年度の測定結果をそれぞれ示しています。

表 41 令和 2年度自動車騒音常時監視測定結果

	等価騒音レベル[dB]								
測定地点	昼間 (6時~22時)	環境基準	要請限度 ※	夜間 (22 時~6 時)	環境基準	要請限度 ※			
猪川町字前田地内	67	70	75	61	65	70			
猪川町字轆轤石地内	64	70	75	54	65	70			
赤崎町字諏訪前地内	68	70	75	61	65	70			

表 42 令和 3 年度自動車騒音常時監視測定結果

		等価騒音レベル[dB]							
測定地点	昼 間 (6 時~22 時)	環境基準	要請限度 ※	夜 間 (22 時~6 時)	環境基準	要請限度 ※			
大船渡町字中港地内	62	70	75	53	65	70			
盛町字内ノ目地内	64	70	75	55	65	70			

## 4 工場・事業場に対する規制、指導等

#### (1) 騒音に係る届出状況

騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況は表 43 のとおりです。

法に基づく届出は、令和2年度は2件の施設設置届出があり、令和3年度は届出があり ませんでした。

また、条例に基づく届出は、令和2年度に11件、令和3年度に3件の施設設置届がありました。

令和3年度末の総事業場数は、231事業場636施設となっています。

表 43 騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく特定施設等の届出状況

番号	施	設 名	騒音	規制法	岩手県生活	環境保全条例
留り	ル	収 石	施設数	事業場数	施設数	事業場数
1		金属加工用機械	31	17	5	2
2		空気圧縮機及び送風機	70	31	64	24
3	騒音規制法及び岩手	破砕機、摩砕機、ふるい及び 分級機(土石用または鉱物用)	1	1		
7	県生活環境保全条例	木材加工機械	42	19	57	28
9		印刷機械	22	6	ı	_
10		合成樹脂用射出成形機	6	1		
5	山子旧山江西南加入	冷凍機			269	61
6	岩手県生活環境保全 条例	冷却塔			46	25
7	N   V	バーナー			23	16
	合	<u></u>	172	75	464	156

### (2) 振動に係る届出状況

振動規制法に基づく届出状況は表44のとおりです。

法に基づく届出は、令和2年度に1件の施設設置届出があり、令和3年度は届出があり ませんでした。

令和3年度末の総事業場数は、45事業場83施設となっています。

表 44 振動規制法に基づく特定施設等の届出状況

番号	施 設 名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	26	13
2	圧縮機	27	21
6	木材加工機械	7	5
7	印刷機械	17	5
9	合成樹脂用射出成形機	6	1
	合計	83	45

### 5 特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、くい打機、さく岩機などの著し く騒音や振動を発生する機器を使用する作業として、政令で定められている作業のことで、 連続した作業や夜間、日曜休日における作業などを規制しています。

表 45 は、特定建設作業実施届出状況の経年変化を示したものです。平成 24 年度以降は東日本大震災からの復旧・復興に係る工事の影響により、届出件数が増加傾向にありましたが、 平成 29 年度から減少傾向にあります。

年度 作業の種類	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
くい打機を使用する作業	3	2	15	14	10	6	4	0	5	0
さく岩機を使用する作業	7	3	8	6	10	1	1	3	3	0
空気圧縮機を使用する作業	0	1	1	3	1	1	1	0	0	0
バックホウを使用する作業	7	8	7	9	9	0	3	1	6	0
トラクターショベルを使用する作業	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	13	5	8	9	12	1	2	2	7	1
合計	30	20	40	41	42	9	11	6	21	1

表 45 特定建設作業実施届出状況の経年変化

## 第2 悪臭

においを出す物質は、約40万種類に及ぶといわれていますが、においは人の好みによって良いにおいとされたり、悪臭とされたりします。悪臭とは、ほとんどの人が不快感をもつにおいの総称であり、その強度、継続時間、頻度により悪臭と判断されます。

悪臭は、さまざまな成分の気体が混合して空気中に放出されているため、単体成分としては 基準に合致していても、多成分の気体が複合して相乗的ににおいを強くすることがあります。

そのため、法令では、測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方式と、複合され た悪臭を人の嗅覚で判定する嗅覚測定法(官能試験法)による規制方式をとっています。

当市においては、悪臭防止法で規制されているアンモニアを始めとする 22 種類の悪臭物質の 濃度で規制する方式の地域指定を受けています。

悪臭は、苦情という形で現れます。令和2年度、令和3年度ともに4件の悪臭苦情があり、 悪臭苦情の内容は野外焼却や事業所の事業活動によるにおい、原因者が不明なものがありました。

## 第4章 公害苦情処理

### 第1 概 況

公害苦情は、かつては工場や事業場に対するものがほとんどでしたが、最近では自分たちの 身の回りに関する都市・生活型のものが多くなってきています。

ごみの焼却による苦情のほか、「きたない」「うるさい」「臭い」といった感情的・心理的なものが大半です。

表 46 は、公害苦情件数の年度別推移を示したものです。

表 46 公害苦情の年度別推移

公公	年度 書の種類	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
	大気汚染	4	6	2	1	0	0	1	1	0	0
典	水質汚濁	3	0	4	2	2	2	1	0	1	5
型	土壤汚染	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
7	騒 音	3	0	5	2	1	4	4	1	1	0
公害	振動	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0
音	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	4	1	14	4	3	2	2	5	4	4
	典型7公害以外	14	23	32	25	32	36	29	8	3	3
	合計	28	30	57	34	39	46	38	17	10	12

## 第2 公害苦情の発生状況

公害苦情は、電話で申し立てられる場合がほとんどで、発生場所は市街地が多く、被害内容は、直接的に健康や財産に影響を与えるものよりは感覚的なものが多い状況にあります。

また、原因については、典型7公害については特定できるものが多く、原因者に対し指導を 行っています。

図 24 は、公害苦情件数の地区別内訳を、図 25 は、発生源別内訳を示したものです。

令和2・3年度の種類ごとの主な特徴は次のとおりです。

#### (1) 水質汚濁に係る苦情

苦情の主な内容は、海や河川への油の流出に関するものでした。

流出した油は吸着マット等による除去作業を行い、原因者が判明したものについては、大 船渡警察署等から再発防止の指導を行いました。

#### (2) 悪臭に係る苦情

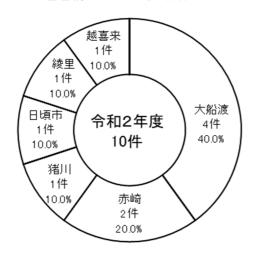
苦情の内容は、野外焼却や事業所の事業活動によるにおい、原因者が不明なものがありました。原因者が不明なにおいについては、においの発生箇所付近において市が環境の保全に関する協定等を締結している事業所に、悪臭未然防止依頼を行いました。

### (3) 典型7公害以外の苦情

苦情の主な内容は、不法投棄に関するものでした。

原因者が特定できるものは大船渡警察署へ通報を行い、原因者が不明であるものは土地所有者へ処理を依頼し、不法投棄防止看板の設置等を行いました。

#### 図 24 公害苦情の地区別発生件数



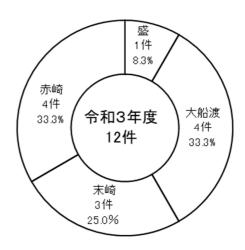
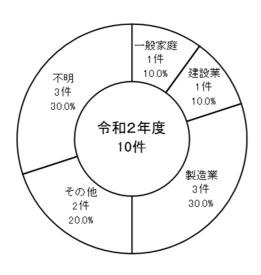
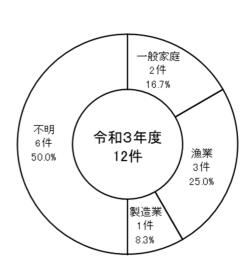


図 25 公害苦情の発生源別件数





## 第3 公害苦情の解決状況

公害苦情の処理については、被害者救済と公害紛争への発展を防ぐため、県(沿岸広域振興局)等の関係機関と連携した迅速かつ適切な対応に努め、指導及び解決にあたっています。

公害苦情の解決のためには、発生源者の努力はもとより、申立者、発生源者双方が相手の立 場を理解し、協力し合うことも大切です。

令和2年度に受理した10件の公害苦情のうち5件は解決し、5件は他の機関へ移送<sup>1</sup>、令和3年度は、12件のうち11件が解決、1件は他の機関へ移送しました。

<sup>1</sup> 移送: 県や警察等に権限がある案件について、指導及び解決について依頼したもの。

# 第5章 東日本大震災

## 第 1 災害廃棄物等処理関係

### 1 災害廃棄物

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、本市では地震と津波により、約800ha が浸水し、多くの尊い命や財産が失われる未曾有の被害が発生しました。

その結果、本市では災害廃棄物や津波堆積物(以下、ガレキと言う)計約85万4千トンのガレキが発生しましたが、「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」に基づき、主に太平洋セメント㈱大船渡工場で焼却処分、または復興資材化及びセメント資源化等のリサイクルに活用され、処理計画期間である平成25年度末までに処理を終了しました。

### 2 防疫作業

津波浸水区域の防疫措置として、消石灰や消毒液を希望者へ配布しました。

また、津波によって流出した加工食品類やガレキ仮置き場等から大量のハエが発生したため、防疫関係の専門業者で構成する日本ペストコントロール協会岩手県支部に殺虫業務等を委託しました。

さらに、夏場には浸水区域でボウフラ(成虫:蚊)が大量に発生した場所がありましたが、 日本ペストコントロール協会岩手県支部の助言により、的確に防除することができました。

これらの防疫作業を行ったところ、本市から東日本大震災に起因すると判断できるような 感染症や食中毒等の報告はなく、平成26年7月末までに作業が完了しました。

### 3 し尿処理

本市のし尿処理は、震災発生後、気仙広域連合からの依頼により構成市町(大船渡市、陸前高田市、住田町)ごとに処理しなければならない状況となりました。

気仙広域連合衛生センター(し尿処理施設)が津波被害を受けたことから処理不能な状況でしたが、岩手県内のし尿処理施設及び下水道処理施設の協力により、し尿と浄化槽汚泥のすべてについて、内陸の処理施設まで運搬し処理を行いました。

気仙広域連合衛生センターが平成24年4月1日から通常稼動に復旧したことから、内陸の 処理施設への処理の依頼は平成24年3月31日までで終了しました。

## 第2 放射線量

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、岩手県では県内各地で環境放射能を測定し公表 していますが、測定箇所が限られていることから、本市独自で市内における地表付近の放射線 量を定期的に測定し、当市への影響を把握するとともに、広報等で市民の皆さんへ情報を提供 しています。

平成23年7月27日から市内4箇所で週1回、地表から5cm、50cm、100cmの高さで測定しており、平成23年11月30日から市内9箇所での測定、令和2年度から市内7箇所での測定とし、平成26年度は隔週、平成27年度からは月1回、平成28年度からは年2回、令和3年度から年1回測定しています。

全ての測定箇所が、文部科学省による「学校の校舎・校庭等の線量の低減について」に基づく、学校において児童生徒等が受ける線量の目安である  $1.0\,\mu$  Sv(マイクロシーベルト)/時を下回っており、また、県による「放射線量低減に向けた取組方針」に基づく、除染等の低減措置実施の目安( $1.0\,\mu$  Sv/時)も下回っており、直ちに健康に影響を与えるような状況にはありませんでした。

また、学校施設等では複数地点で定期的に測定を実施しており、文部科学省が除染の基準としている測定高では下回っているものの、平成 24 年から平成 25 年にかけて、高さ 1 cm で局所的に比較的高い放射線量( $1.0\,\mu$  Sv/時以上)が確認された箇所については、除染作業を実施しました。

平成 30 年 11 月には、車載型の放射線測定器による幹線道路等の空間線量率を測定する走行サーベイによる連続測定を行いましたが、走行箇所のほとんどが 0.1  $\mu$  Sv/時以下でした。

表 47 に定期測定の測定結果、図 26 に測定地点を示しました。また、表 48 に学校施設等の最大値結果を示しています。

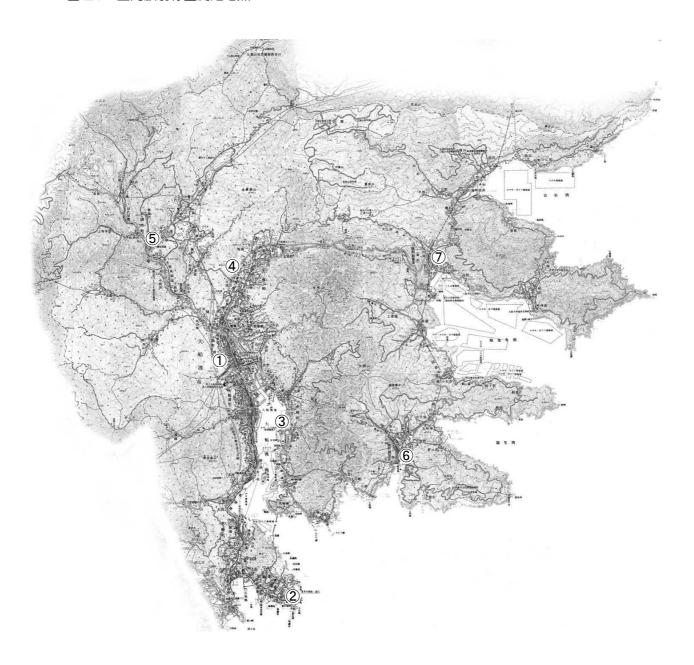
表 47 空間放射線量測定結果

表 47 空間放射線量測定結果				(単位: μ Sv/時)
測定場所	高さ	令和2年 9月4日	令和3年 3月3日	令和3年 9月7日
盛町	100cm	0.04	0.04	0.03
大船渡市役所本庁舎	50cm	0.03	0.04	0.04
	5cm	0.05	0.04	0.04
末崎町	100cm	0.04	0.04	0.05
碁石海岸大駐車場	50cm	0.05	0.04	0.05
	5cm	0.05	0.04	0.05
赤崎町	100cm	0.05	0.05	0.06
大船渡港永浜山口地区	50cm	0.06	0.04	0.05
	5cm	0.05	0.04	0.07
立根町	100cm	0.04	0.04	0.04
おおふなと斎苑	50cm	0.05	0.04	0.05
	5cm	0.05	0.04	0.05
日頃市町	100cm	0.04	0.03	0.06
日頃市地区公民館	50cm	0.05	0.04	0.05
	5cm	0.05	0.04	0.04
三陸町綾里	100cm	0.03	0.03	0.05
三陸総合運動公園	50cm	0.04	0.03	0.04
	5cm	0.03	0.04	0.04
三陸町越喜来	100cm	0.06	0.05	0.06
三陸支所	50cm	0.06	0.06	0.06
	5cm	0.06	0.05	0.07

表 48 空間放射線量測定結果(各地点の最大値を示しています) (単位: μ Sv/時)

\H	令和	112年8	3 月	令和	和3年2	2 月	令和3年8~9月			令和4年2~3月		
測定場所	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値
盛小学校	6 日	50cm	0.10	17日	50cm	0.09	8月27日	50cm	0. 13	3月29日	50cm	0.10
大船渡小学校	6 日	50cm	0.07	19日	50cm	0.08	8月27日	50cm	0. 17	3月25日	50cm	0.10
末崎小学校	6 日	50cm	0.11	19日	50cm	0.10	9月3日	50cm	0.11	3月10日	50cm	0.11
赤崎小学校	7 日	50cm	0.07	17日	50cm	0.07	8月26日	50cm	0. 16	2月14日	50cm	0.08
猪川小学校	11日	50cm	0.07	18日	50cm	0.07	8月26日	50cm	0.14	2月17日	50cm	0.09
立根小学校	11日	50cm	0.10	18日	50cm	0.11	8月27日	50cm	0.11	2月17日	50cm	0.12
日頃市小学校	6 日	50cm	0.13	19日	50cm	0.10	8月27日	50cm	0.14	2月17日	50cm	0.13
大船渡北小学校	6 日	50cm	0.10	17日	50cm	0.08	8月27日	50cm	0.08	3月18日	50cm	0.09
綾里小学校	7 日	50cm	0.09	17日	50cm	0.08	8月26日	50cm	0.10	2月14日	50cm	0.09
越喜来小学校	11日	50cm	0.09	18日	50cm	0.04	8月26日	50cm	0.06	2月14日	50cm	0.05
吉浜小学校	11日	50cm	0. 17	18日	50cm	0.14	8月26日	50cm	0. 17	2月14日	50cm	0.17
第一中学校	11日	1 m	0.10	18日	1 m	0.07	8月27日	1 m	0. 16	2月17日	1 m	0.12
大船渡中学校	6 日	1 m	0.06	19日	1 m	0.05	8月27日	1 m	0. 12	3月25日	1 m	0.07
末崎中学校	6 日	1 m	0.06	19日	1 m	0.06	9月3日	1 m	0.07	3月10日	1 m	0.06
東朋中学校	7 日	1 m	0.06	17日	1 m	0.06	8月26日	1 m	0.09	2月14日	1 m	0.06
綾里中学校	7 日	1 m	0.11	17日	1 m	0.09						
綾里こども園	7 日	50cm	0.06	17日	50cm	0.06	8月26日	50cm	0.08	2月14日	50cm	0.07
越喜来こども園	11日	50cm	0.04	18日	50cm	0.04	9月9日	50cm	0.04	2月14日	50cm	0.04
吉浜こども園	11日	50cm	0.07	18日	50cm	0.08	8月26日	50cm	0.09	2月14日	50cm	0.08
海の星幼稚園	6 目	50cm	0.08	17日	50cm	0.09						
盛川河川敷	7 日	50cm	0.07	17日	50cm	0.08						

図 26 空間放射線量測定地点



1	盛町・大船渡市役所本庁舎	<b>⑤</b>	日頃市町・日頃市地区公民館
2	末崎町・碁石海岸大駐車場	6	三陸町綾里・三陸総合運動公園
3	赤崎町・大船渡港永浜山口地区	7	三陸町越喜来・三陸支所
4	立根町・おおふなと斎苑		

# 第6章 その他

### 第1 一般廃棄物試験分別収集事業

### 1 事業の目的

廃棄物の再利用・再資源化を推進する「循環型社会」の実現を目指し、一般廃棄物試験分別収集事業(通称:再利用ごみモデル収集事業)を実施しています。

市内にモデル地区を指定し、当該地区の家庭から排出される燃えるごみの中のプラスチック類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、再資源化(リサイクル)する取組みを試験的に実施することにより、地域の特性を生かしたごみの減量化・資源化を目的としています。

「再利用ごみ」は、燃やした場合に高いエネルギーを発することから、市内の太平洋セメント (株) 大船渡工場において高温焼成炉の燃料の一部として利用され、焼却後の灰はセメント原料の一部として利用されることにより、全てリサイクルされます。

表 49 には、年度別収集量を示しています。

### 2 モデル地区

- (1) 平成21年10月~赤崎地区(中井から永浜までの11行政区) 約1,400世帯
- (2) 平成22年10月~ 蛸ノ浦・立根地区の全域及び猪川地区の一部(上富岡、下富岡、長谷堂、長谷堂団地、 上中井、下中井の6行政区) 約3,000世帯
- (3) 平成24年10月~

盛、日頃市及び猪川地区の一部(大野、上久名畑、下久名畑、新道、下権現堂、前田の 6 行政区) 約3,100 世帯

表 49 年度別収集実績

年度		期間	]	モデル地区	対象世帯数 (世帯)	収集量 (kg)
21	H21.10.1	$\sim$	H22.3.31	(1)	約1,400	21, 080
22	H22.4.1	$\sim$	H22.9.30	(1)	約1,400	24, 720
22	H22.10.1	$\sim$	Н23. 3. 11	(1) (2)	約4,100	58, 340
23	Н23.11.3	$\sim$	H24.3.31	(1) (2)	約4,400	46, 140
24	H24.4.1	$\sim$	H24. 9. 30	(1) (2)	約4,400	64, 180
24	H24.10.1	$\sim$	H25. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,600	109, 720
25	H25.4.1	$\sim$	H26.3.31	(1) (2) (3)	約7,600	240, 540
26	H26.4.1	$\sim$	H27.3.31	(1) (2) (3)	約7,500	243, 680
27	H27.4.1	$\sim$	H28.3.31	(1) (2) (3)	約7,500	239, 500
28	H28.4.1	$\sim$	H29.3.31	(1) (2) (3)	約7,600	231, 640
29	H29.4.1	$\sim$	Н30.3.31	(1) (2) (3)	約7,500	229, 740
30	Н30.4.1	$\sim$	Н31.3.31	(1) (2) (3)	約7,500	225, 800
元	Н31.4.1	$\sim$	R2. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,400	223, 980
2	R2. 4. 1	$\sim$	R3. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,400	216, 860
3	R3. 4. 1	$\sim$	R4. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,400	208, 500

<sup>(</sup>注) モデル地区の()付きの数字は、74ページ「2 モデル地区」の()のとおり。 世帯数は、各年度の収集開始日時点の世帯数の概数。

平成 23 年 3 月 12 日から平成 23 年 11 月 2 日までは、東日本大震災の影響により、事業を中断。

### 第2 エコライフ推進事業

### 1 事業の目的

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決には、一人ひとりが、日常の生活や活動が環境に与える影響を十分に認識しながら、環境への配慮を積極的に実践することが大切です。

このため、本市では昭和 61 年度から市民と行政が連携、協力し、これまでのライフスタイルを見直してよりよい地域環境づくりを目指す「快適なまちづくり実践活動推進事業」を実施しており、平成 13 年度からは更に省エネなどの内容を加えて発展させた「エコライフ推進事業」を実施しています。

実践地域では、各家庭単位で地球温暖化防止活動や水質汚濁防止活動、ごみの分別・減量 化などの自主的活動を進め、市では、説明会・学習会を開催するとともに、アンケートを集 計・分析することによりその成果を公表しています。

この事業を通じ、市民へのよりよい環境に対する意識啓発を図るとともに、その成果を市 内全域に広げることを目的としています。

平成 27 年度までに、市内のほとんどの地域を対象として実施することができたため、当初の目的を達成したと考えられます。

平成28年度からは、世代を超えて家族全員にエコライフがより深く定着することを期待し、 希望する市内の小学校5・6年生を対象に実施しており、令和元年度からは事業目的や内容 が類似している、県の「地球温暖化を防ごう隊」事業に協力する形で実施しています。

### 2 実践校

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の実践校は1校(越喜来小学校)、令和3年度は実践校がありませんでした。

巻 末 資 料

## 第1 環境基準等一覧

## 《大気汚染関係》

## 1 二酸化硫黄等 (環境基準)

(1) 環境基準及びその達成期間

(昭和 48.5.8 環境庁告示第 25 号 最近改正 平成 21.9.9 環境庁告示第 33 号)

物質	環境上の条件 (環境基準)	達成期間	測 定 方 法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下、かつ、1時間値が0.1 ppm以下	維持又は5年以内に おいて達成	①溶液導電率法 ②紫外線蛍光法
一酸化炭素 (C0)	1時間値の1日平均値が10ppm 以下、かつ、1時間値の8時間 平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による重量濃度測定方法 ②光散乱法 ③圧電天びん法 ④β線吸収法 (②~④は、①の重量濃度と直線的な関係を有する量が得られるもの)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン 内又はそれ以下	①ゾーンを超える地域は7年以内に達成②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと	①ザルツマン試薬を用いる吸光 光度法 ②オゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (0x)	1時間値が 0.06ppm 以下	維持又は早期に達成	①中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法 ②紫外線吸収法 ③エチレンを用いる化学発光法
微小 粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15μg/m³以下、 かつ、1日平均値が 35μg/m³ 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による質量濃度測定方法 ②①の質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、 適用しない
  - 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 10μ m以下の物質をいう。
  - 3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている(昭和 53.7.11 環大企第 252 号、昭和 53.7.17 環大企第 262 号、昭和 54.8.7 環大企第 310 号)。
  - 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
  - 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm 以下の粒子を 50%の 割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
  - 6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前 6~9 時における 3 時間平均値 0.20~0.31ppmC (昭和 51.8 中公審答申)。
  - 7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88  $\mu$  g/m (昭和 44 厚生省「カドミウム暫定対策要綱」)。

### (2) 評価方法

(昭和 48.6.12 環大企第 143 号、昭和 53.7.17 環大企第 262 号、平成 21.9.9 環水大発第 090909001 号ほか)

区分	適用
短期的評価	連続又は随時に行った測定結果について、日又は時間を個別に評価する。
長期的評価	$SO_2$ 、 $CO$ 、 $SPM$ 、 $NO_2$ 、 $PM_{2.5}$ の年間にわたる測定結果を、 $1$ 日平均値の高い方から $2$ %の範囲内にあたるものを除外した最高値により評価する。

- 備考 1 1時間値の欠測が4時間を超える日の1日平均値は、評価の対象としない。
  - 2 測定年間 6,000 時間 (PMosは 250 日) 未満の測定局は、長期的評価の対象としない。
  - 3 長期的評価における評価値は、「2%除外値」又は「98%値」という。

#### 2 有害大気汚染物質 (環境基準)

(平成 9.2.4 環境庁告示第 4 号、最近改正平成 30.11.19 環境省告示第 100 号)

	物質	環境上の条件 (環境基準)	達成期間	測定方法
Ī	ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m³以下		①キャニスター又は捕集
Ī	トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m³以下		管により採取した試料を
	テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下	  維持又は早期に達成	GC/MSで測定する方
Ī			能的人は十分に建成	法
	ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/㎡以下		②①と同等以上の性能を
				有すると認められる方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、 適用しない。
  - 2 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する。

#### 《水質汚濁関係》

#### 1 環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号・改正平成 23.10.27 環境省告示第 94 号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル 水銀	РСВ
基準値	0.003	検出され	0.01	0.05	0.01	0.0005	検出され	検出され
	mg/L以下	ないこと	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	ないこと	ないこと

項目	ジクロロメタン	四塩化 炭素	1,2- ジクロロ エタン	1, 1- ジクロロ エチレン	シス-1, 2- ジクロロ エチレン	1,1,1- トリクロ ロエタン	1, 1, 2- トリクロ ロエタン	トリクロ ロエチレ ン	テトラク ロロエチ レン
基準値	0.02	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01
<b>左</b> 华旭	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下

項目	1, 3- ジクロロ プロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルプ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒 素及び亜硝 酸性窒素	ふっ素	ほう素
甘淮店	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1
基準値	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下

項目	1, 4- ジオキサ ン
基準値	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により 測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により 測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 に乗じたものの和とする。

### (2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号・改正平成 25.3.27 環境省告示第 30 号)

#### ① 河 川 (湖沼を除く)

			++-	S/H-	1-1-	
項			基			
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水     道     2     級       水     産     1     級       水浴及びB以下の欄に掲     げ     る     も     の	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
В	水道3級水産2級C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100m/L以下
С	水     産     3     級       工     業     用     水     1     級       D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	_
D	工業用水2級農業用水Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	_
Е	工 業 用 水 3 級環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L以上	_

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
  - 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
  - (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
    - 2 水 道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
      - 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
    - 3 水 産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
      - 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
      - " 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
    - 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
      - 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
        - " 3級: 特殊なb浄水操作を行うもの。
    - 5 環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度。

## ② 海 域

### ア 全窒素、全リン以外の項目

項			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと
В	水産2級工業用水Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	_	検出されない こと
С	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	_	_

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
  - 2 水 産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
    - " 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
  - 3 環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度。
  - 4 n-ヘキサン抽出物質(油分等)の定量限界は0.5mg/L

#### イ 全窒素、全リン

項		基準値		
類型	利用目的の適応性	全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	
П	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ш	水産2種及びWの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	

### 備考 基準値は、年間平均値とする。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水 産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。

" 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心として水産生物が多獲される。

## 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。 3 生物生息環境保全: 年間を通じて底生生物が生息できる限度。

※78ページ(1)人の健康の保護に関する環境基準及び79ページ(2)生活環境の保全に関する環境基準について、環境基準が令和3.10.7環境省告示第30号で改正され令和4.4.1から施行されているが、第2部第2章の測定結果等が令和2・3年度実績を掲載していることから、令和3年度時点の環境基準を掲載している。

## 2 排水基準等

(1) 有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

排水基準(水質汚濁防止法第 3 条第 2 項)(昭和 46. 6. 21 総理府令第 35 条別表第 1 、最近改正令和元. 11. 18 省 令 15)

(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(岩手県条例)第23条第2項) (平成13規則第140号別表9、最近改正令和2.12.25規則74)

有害物質を含む要件(水質汚濁防止法法第8条、第12条の3)

(平成元. 8. 21 環境庁告示第 39 号 最近改正令和 2. 3. 30 環告 35)

	R 現	I
有害物質の種類	許容限度	有害物質を含む要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	0.001 mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	0.1 mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチ	1mg/L	0.1 mg/L
オン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	15/ 1	V. 1 mg/ L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	0.005 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	0.04 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L	0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0. 1mg/L	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0. 2mg/L	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002 mg/L
	2 12 12 2 2	シス体にあっては 0.004 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4mg/L	トランス体にあっては 0.004 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005 mg/L
1,1,2 トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002 mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.0006 mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002 mg/L
ベンゼン	0. 1mg/L	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L	0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物に あってはアンモニア性窒素 $0.7 mg/L$ 、亜 硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素 0.2 mg/L、硝酸化合物にあっては硝酸性 窒素 $0.2 mg/L$
塩化ビニルモノマー	_	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.005 mg/L

- 備考 1 「検出されないこと。」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染 状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和 49.12.1)の際、現に湧出している温泉(温泉法(昭和 23 法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場 に係る排出水については、当分の間、適用しない。
  - 3 「有害物質を含む要件」に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはならない。

### (2) 生活環境に係る排水基準

(水質汚濁防止法第3条第2項) (昭和46.6.21 総理府令第35号別表第2、最近改正令和元11.18省令15) (県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第23条第2項) (平成13規則第140号別表第10)

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	_	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 [BOD] (河川等に排出する場合適用)	mg/L	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼、海域に排出する場合適用)	IJ	160 ( " 120)
浮遊物質量〔SS〕	"	200 ( " 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	IJ	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	II	30
フェノール類含有量	"	5
銅含有量	"	3
亜鉛含有量	IJ	2
溶解性鉄含有量	IJ	10
溶解性マンガン含有量	IJ	10
クロム含有量	IJ	2
大腸菌群数	個/cmi	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60)
リン含有量	IJ	16 ( " 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
  - 2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
  - 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘 採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
  - 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49.12.1)の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
  - 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
  - 6 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
  - 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

## 《騒音関係》

- **1 騒音環境基準**(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)
  - 一般の騒音に適用されるもので航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

平成 24 年 3 月 30 日 県告示第 246 号

		環境基準値		
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間(午前6時 から午後10時)	夜間(午後 10 時から 翌日の午前 6 時)
AA	特に静穏を要する地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
	専ら住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
А	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
	   主として住居の用に供される地	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
В	域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
	相当数の住居と併せて商業、工	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
С	業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路 に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
	幹線交通を担う道路に近接する 空間	2 車線以下の道路 の端から 15m	70 デシベル以下	65 デシベル以下
特別	空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線を超える道 路の端から 20m	やすい面の窓を主と れていると認められ する騒音に係る基準	

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を いう。

## 2 騒音規制基準等

(1) 地域の指定 (騒音規制法第3条第1項、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項)

特定工場等(騒音規制法第2条第2項)、騒音特定工場等(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項)、特定建設作業(騒音規制法第2条第3項)及び自動車(騒音規制法第2条第4項)から発生する騒音を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。

指定(告示) 年月日	施行年月日	市町村名
昭和 48. 3.30	昭和 48. 4. 1	盛岡市(旧告示 45.2.27)、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市(以上旧告示 46.2.26)、大船渡市、久慈市、遠野市
" 48. 10. 30	" 48.11.1	滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
" 49. 3.18	" 49. 4. 1	北上市、二戸市
" 49. 12. 14	" 50. 4. 1	岩泉町
<i>"</i> 53. 3.10	" 53.4.1	山田町
" 54. 3.16	" 54. 4. 1	岩手町
" 55. 3.14	" 55.4.1	雫石町、一戸町
" 62 3.13	" 62. 4. 1	紫波町
平成 5.3.23	平成 5.4.1	八幡平市
令和 3.4.1	令和 3.7.1	陸前高田市
合	計	14市10町1村

指定地域(騒音規制地域)の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第 1項第1号による用途地域区分による。

地域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

備考 地域の指定については、法では「指定地域」、条例では「騒音規制地域」という用語を使用しているが、 地域の範囲は同一である。

(2) 特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準 (騒音規制法第4条第1項、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第34条第1項)

指定地域(騒音規制地域)内の特定工場等及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は 次表のとおりである。

(昭和43年11月27日厚農通運告示第1号)

(昭和48年3月30日県告示第423号、平成14年3月26日第306号)

時間の区分	昼 間	朝夕	夜 間
区域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 午後6時から午後10時	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

- 備考 下記施設敷地の周囲 50m区域内は同表の各欄(第1種区域は除く)の値から5 デシベルを減じた値とする。
  - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
  - (3) 特定建設作業の規制基準 (騒音規制法第15条第1項) 指定地域内の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は次表のとおりである。

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準)
融百基毕	1 号区域	2号区域	1号区域	2 号区域	1 号区域	2号区域	作業禁止日
85 デシベル	午後7時か ら翌日の午 前7時まで	午後 10 時か ら翌日の午 前 6 時まで	10 時間	14 時間	6	日	日曜日その他の休日

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
  - 2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
  - 3 2号基準から5号基準については、災害等非常事態の発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

区域の区分は次のとおりである。

(昭和 48 年 3 月 30 日 県告示第 424 号)

	指定地域のうち、次の区域とする。
	(1) 第1種区域(第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、田園住居地域)
	(2) 第2種区域(第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地
第1号区域	域、第2種住居地域及び準住居地域)
	(3) 第3種区域(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)
	(4) 第4種区域(工業地域)に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護
	老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

## (4) 自動車騒音の限度 (要請基準) (騒音規制法法第17条第1項)

市町村長は自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号) (平成 12 年 3 月 14 日 県告示第 214 号)

	区域の区分		基準値(単位:デシベル)		
	当てはめ地域	車線	昼間(午前6時から 午後10時)	夜間(午後 10 時から 翌日の午前 6 時)	
а 区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	1 車線 2 車線以上	65 デシベル以下 70 デシベル以下	55 デシベル以下 65 デシベル以下	
b 区域	主として住居の用に供される 地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1 車線 2 車線以上	65 デシベル以下 75 デシベル以下	55 デシベル以下 70 デシベル以下	
c区域	相当数の住居と併せて商業、 工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75 デシベル以下	70 デシベル以下	
特例	幹線交通を担う道路に近隣する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線以下の道路 の端から 15m 2 車線を超える 道路の端から 20 m		70 デシベル以下	

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を いう。

上表にかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事が公安委員会と協議して限度値を 定めることができる。 (5) 拡声機騒音に関する規制(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 45 条第1項)

商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、次の基準を守らなければならない。

- ① 店頭又は街頭に設置して使用する場合
  - (1) 拡声機の使用時間は、午前8時から午後7時までの間とすること。
  - (2) 拡声機の1回の連続放送時間は1時間をこえないものとし、かつ、放送時間1時間につき連続15分以上の休止時間をおくこと。
  - (3) 拡声機の設置場所は、地上10メートル以下とすること。
  - (4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
  - (5) 地上5メートル以上の位置で使用するときは拡声機の中心の延長が道路又は広場に落ちるようにし、その位置は拡声機の真下から10メートル以内であること。
  - (6) 幅員8メートル未満の道路においては、拡声機を設置しないこと。
  - (7) 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号)第1条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
  - (8) 放送音量の基準は、音源直下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。
- ② 自動車に設置して使用する場合
  - (1) 拡声機の使用時間は、午前8時から午後7時までの間とすること。
  - (2) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準第1条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
  - (3) 放送音量の基準は、音源直下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。
  - (4) 1 地点における 1 回の連続放送時間は 10 分(幅員 6 メートル未満の道路上では 5 分) をこえないこと。
- ③ 航空機に設置して使用する場合
  - (1) 拡声機の使用時間は、午前9時から午後5時までとすること。
  - (2) 同一地域の上空での旋回は、2回までとすること。
  - (3) 放送音量の基準は、地上において65デシベル以下とすること。
- (6) 夜間における近隣騒音に関する事項

夜間における近隣騒音に関する具体的な規制はないが、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例では次のとおり夜間の静穏の保持を義務付けている。

- ① 何人も、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下次項について同じ。) においては、道路その他の公共の場において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。(条例第46条第1項)
- ② 飲食店営業その他の規制で定める営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。(条例第46条第2項)
  - ◆ 夜間の静穏を保持すべき営業(条例第46条第2項)
    - ① 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1項に規定する飲食店営業
    - ② ボーリング場営業

#### 参考

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和 59 年岩手県条例第 50 号) における近隣騒音等の規制

1 風俗営業に係る騒音及び振動の規制(条例第8条第1項)

法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第 2 の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

2 深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制(条例第8条第1項) 法第32条第2項において、準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2 の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄(深夜に係る部分に限る。)に定める とおりとする。

別表第2(第7条、第14条関係)

	IJ,	/\		数值			
	区 分		昼間	夜間	深夜		
第 1	種 低 層 住	居専用地域等	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル		
商	商 業 地 域		65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル		
第1種個	氐層住居専用地域等	等及び商業地域以外の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル		

備考 1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。

#### 《振動関係》

### 1 規制基準等

(1) 地域の指定(振動規制法第3条第1項)

特定工場等(振動規制法第2条第2項)及び特定建設作業(振動規制法第2条第3項)から発生する振動を規制する地域を指定した市町村は次表のとおりである。

指定(告示) 年月日	施行年月日	市町村名
昭和 53. 3.10	昭和 53. 4. 1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
" 54. 4. 1	" 54. 4. 1	二戸市、久慈市、遠野市、滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町
<i>y</i> 55. 3.14	" 55. 4. 1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
<i>y</i> 56. 3.13	" 56. 4. 1	<b>零石町、一戸町</b>
<i>y</i> 62. 3.13	" 62. 4. 1	紫波町
平成 5.3.23	平成5.4.1	八幡平市
令和3.4.1	令和3.7.1	陸前高田市
合	計	14 市 10 町 1 村

(現在、騒音の指定地域を有する市町村と同じである。)

指定地域の区域の区分は次表のとおり、都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の 区分による。

区域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

<sup>2 「</sup>夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。

(2) 特定工場等の規制基準(振動規制法第4条第1項) 指定地域内の特定工場等における振動の規制基準は次のとおりである。

(平成24年3月30日県告示第245号)

区	域の区分		基準値(単	位 : デシベル)
	当てはめ地域	7	<u>昼</u> 間 2	0 夜間 7 
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地地域 第2種住居地域 第2種住居地域域 10世域 10世域 10世域		60 以下	55 以下
第2種区域	近     隣     商     業     地     域       商     業     地     域       準     工     業     地     域       鉱     業     地     域		65 以下	60 以下

- 備考 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。
  - 2 下記施設敷地の周囲 50m区域内は、同表の各欄の値から 5 デシベルを減じた値とする。
    - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
    - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
    - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
    - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
    - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
    - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する 幼保連携型認定こども園
  - (3) 特定建設作業の規制基準(振動規制法第15条第1項) 指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

(施行規則第11条)

(1号基準)	(2号基準) 作業禁止時間		※(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業	(5号基準)
振動基準	1 号区域	2 号区域	1号区域	2号区域	限度期間	作業禁止日
75 デシベル	午後7時から 翌日の午前7 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	10 時間	14 時間	6 日	日曜日その他の休日

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
  - 2 75dBを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を ※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
  - 3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は次のとおりである。

第 1 号区域 (昭和 53 年 3 月 10 日 県告示第 335 号)	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域 (2) 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内	
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域	

(4) 道路交通振動の限度(要請基準)(振動規制法第16条第1項)

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

(施行規則第12条)

時間の区分	昼間	夜 間	
区域の区分	午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで	
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	

備考 岩手県における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

### 《悪臭関係》

### 1 規制基準等

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、以下のとおりの規制が行われる。

(1) 地域の指定 (悪臭防止法第3条)

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定した市町は、次表のとおりである。

なお、花巻市及び奥州市では、条例でも規制をかけている。

(令和4年3月現在)

指定(告示)年月日	施行年月日	市町村名
S49. 3.18	S49. 4. 1	北上市
S49. 12. 14	S50. 1. 1	盛岡市、宮古市、釜石市、大船渡市
S61. 3.14	S61. 4. 1	花巻市、久慈市
S63. 3.15	S63. 4. 1	奥州市
Н6.3.25	Н6.4.1	矢巾町
合計		8市1町

### (2) 規制基準

① 敷地境界線上における規制基準 (悪臭防止法第4条第1項第1号、第4条第2項第1号) 規制地域 (悪臭規制地域) 内における事業場の敷地境界線の地表における規制基準は、 次表のとおりである。

(平成24年3月30日 県告示第244号)

規制地域の区分	臭気指数
第1種区域 (規制地域のうち第2種区域以外の区域)	12
第2種区域 (規制地域のうち都市計画法の工業地域及び工業専用地域)	15

#### ② 排出口における規制基準

◆ 特定悪臭物質(悪臭防止法第4条第1項第2号)

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

 $q = 0.108 \times H e^{2} \cdot C m$ 

q:流量(Nm³/h)

He:有効煙突高さ(m)

Cm:敷地境界線上の基準値 (ppm)

ただし、Heが5m未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

※ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

 $He = H_0 + 0.65 (Hm + Ht)$ 

 $Hm = (0.795\sqrt{(Q \times V)}) / (1 + (2.58/V))$ 

H t = 2.01×10<sup>-3</sup>×Q (T-288) × (2.30 log 10 J + (1/J) -1)

 $J = (1/\sqrt{(Q \times V)}) \times (1460-296 (V/(T-288))) + 1$ 

(これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表 すものとする。)

He:補正された排出口の高さ(m)

Ho:排出口の実高さ(m)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量 (m³/s)

V : 排出ガスの排出速度 (m/s)

T:排出ガスの温度 (ケルビン= $\mathbb{C}+273$ )

### ③ 排出水中における規制基準

◆ 特定悪臭物質(悪臭防止法第4条第1項第2号)

特定悪臭物質(ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル に限る。)の規制基準は、次の式により算出した排出水中の濃度とする。

 $C_{Lm} = k \times C_m$ 

C<sub>Lm</sub>:排出水中の濃度 (mg/L)

k : 下表の値

C<sub>m</sub>:敷地境界線上における規制基準値(ppm)

悪臭物質	流 量 Q(m³/秒)			
芯矢彻貝	$Q \le 0.001$	$0.001 < Q \le 0.1$	0.1 < Q	
メチルメルカプタン	16	3. 4	0.71	
硫 化 水 素	5. 6	1. 2	0. 26	
硫化メチル	32	6. 9	1. 4	
二硫化メチル	63	14	2. 9	

(注) メチルメルカプタンについては、0.002mg/L を規制基準の下限とする。

## 2 臭気強度等

(1) 臭気物質の濃度と臭物強度の関係

(臭気物質濃度 単位:ppm)

	(1)	大	1,11		自	気 強	安スのり	100000	-  117 · bbiii/
			1	2	<u>臭</u> 2.5	気 強	度 3.5	4	5
		物質名	-	ィ 何のにおいで	2. 5	る らくに感知	3.5	4 強いにおい	b 強烈なに
		100 頁 石		あるかわかる		できるにお		近くいこれい	揺忽なにおい
			N	弱いにおい		V)			404
		硫化水素	0.0005	0.0056	0.019	0.063	0.21	0.72	8. 1
	含			0.00065				0. 026	
	硫	<u>メチルメルカプタン</u>	0.00012		0.0016	0.0041	0.01		0. 16
	黄	エチルメルカプタン	0.000017	0.00029	0.0012	0.005	0.021	0. 086	1.5
	化 合	硫化メチル	0.00012	0.0023	0.01	0.044	0. 19	0.83	16
	物	硫化エチル	0.00039	0.0033	0.0095	0.028	0.08	0. 23	2.0
	720	二硫化メチル	0.00028	0.0029	0.0092	0.03	0.096	0.31	3. 2
		ホルムアルデヒド	0.41	1.9	3.9	8.4	18	38	170
		アセトアルデヒド	0.0015	0.015	0.047	0.14	0.46	1. 4	14
	アル	アクロレイン	0.03	0.14	0.29	0.63	1.4	2. 9	13
	デ	プロピオンアルデヒド	0. 0015	0.015	0.046	0. 14	0. 45	1. 4	13
	Ŀ	n-ブチルアルデヒド	0. 00032	0.0029	0.0089	0. 027	0. 082	0. 25	2. 3
	ド								
	類	イソブチルアルデヒド	0. 0009	0.0079	0.023	0.069	0. 21	0.61	5. 3
		n-バレルアルデヒド	0.00071	0.0038	0.009	0.021	0.049	0. 11	0. 62
		<u>イソバレルアルデヒド</u>	0.00019	0.0011	0.0025	0. 0059	0.014	0.032	0.18
	ケトン	アセトン	30	110	210	400	760	1400	5200
	ン	メチルエチルケトン	2. 9	10	13	35	64	120	410
	類	メチルイソブチルケトン	0. 17	0.68	1.4	2.8	5. 5	11	45
		酢酸メチル	7.3	21	36	61	100	180	510
		酢酸エチル	0. 25	1.4	3. 2	7. 4	17	40	220
	工	アクリル酸メチル	0. 0029	0.017	0.041	0. 1	0. 24	0. 59	3. 5
含	ステ	アクリル酸エチル							
	ル		0. 0002	0.0013	0.0032	0.008	0.02	0.05	0. 31
酸	類	メタアクリル酸メチル	0. 15	0. 47	0.82	1.4	2.5	4. 4	14
素	/51	酢酸n-ブチル	0.066	0.5	1.4	3.8	10	29	220
术		アクリル酸 n -ブチル	0. 00028	0.0027	0.0087	0.027	0.087	0. 27	2. 7
化		プロピオン酸	0.0024	0.013	0.03	0.069	0.16	0.37	1. 9
, .	脂	n-酪酸	0.000068	0.00041	0.001	0.0024	0.006	0.015	0.087
合	肪	イソ酪酸	0.0014	0.007	0.016	0.035	0.078	0.18	0.88
	酸類	n-吉草酸	0.0001	0.00045	0.00093	0.0019	0.004	0.0082	0.035
物	枳	イソ吉草酸	0.000053	0.00044	0.0013	0.0037	0.011	0.03	0. 25
		メチルアルコール	57	200	374	700	1300	2500	8600
	脂ア	エチルアルコール	0. 36		25	100	410	1700	28000
	ル 肪 コ			6. 1					
	Ì	<u>イソブタノール</u>	0. 012	0. 22	0.93	4.0	17	74	1400
	族ル	(イソブチルアルコール)							
	芳ァ	フェノール	0.012	0.059	0.13	0.3	0.68	1.5	7. 7
	ル	o-クレゾール	0.00038	0.0061	0.025	0.099	0.4	1. 6	26
	香 コー	m-クレゾール	0.00013	0.0024	0.01	0.044	0.19	0.81	15
	族 ル	p-クレゾール	0.000042	0.0019	0.013	0.086	0.58	3. 9	180
		アンモニア	0. 15	0.59	1. 2	2.3	4.6	9. 2	37
		メチルアミン	0. 00095	0.0089	0.027	0. 084	0. 26	0. 79	7. 4
		ジメチルアミン	0. 00077	0.013	0.055	0. 23	0.94	3. 9	66
		トリメチルアミン	0.00011	0.0014	0.0052	0. 23	0.067	0. 24	3. 0
		·							
		ジエチルアミン	0. 03	0.3	0.95	3. 0	9.5	30	300
	芳	トルエン	0. 92	4.8	11	25	56	130	660
		<u>スチレン</u>	0. 033	0. 17	0.38	0.84	1. 9	4. 3	22
香	キシレン (o:m:p=1:2:1)	0.11	0.52	1. 1	2. 3	4.9	10	47	
	族 炭	o-キシレン	0.18	0.72	1.4	2.9	5. 7	11	46
	灰 化	m-キシレン	0. 12	0.56	1.2	2.7	6. 5	13	63
	水	p-キシレン	0.12	0.52	1. 1	2.3	4.7	9.8	42
	素	イソプロピルベンゼン	0.015	0.11	0. 29	0. 79	2. 1	5. 7	42
	類	1, 2, 4ートリメチルベンゼン	0. 028	0. 22	0.6	1. 7	4.6	13	98
		1,3,5-トリメチルベンゼン	0. 036	0. 22	0.81	2. 3	6.5	18	150
-	-7								
	その	(配合ブテン)	1.1	4. 2	8.1	16	31	60	230
	の Ma	イソブテン	6. 5	20	35	62	110	190	590
L	他	テトラクロロエチレン	1.8	8.0	17	35	72	150	640
注`	) 下縛	泉を付した物質は、現在悪	自己はより	いいて自与す	全座り [- 9	ロルサドナ	て進序公田	カベ田出甘	准な記しする

注)下線を付した物質は、現在悪臭防止法において臭気強度2.5~3.5に対応する濃度範囲内で規制基準が設定されている。

# (2) 悪臭物質と主要発生源事業場

物質名	化学式	におい	主な発生源		
ア ン モ ニ ア	NH <sub>3</sub>	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等		
メチルメルカプタン	CH <sub>3</sub> SH	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等		
硫 化 水 素	$H_2S$	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等		
硫化メチル	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S	75 A L. ON O L. 7 A M IN .			
二硫化メチル	CH <sub>3</sub> SSCH <sub>3</sub>	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等		
トリメチルアミン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場 等		
アセトアルデヒド	СН₃СНО	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工 場等		
プロピオンアルデヒド	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CHO	· 刺激的な甘酸っぱい焦げたにお			
ノルマルブチルアルデヒド	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CHO	刺像的な日酸つはい無けたにわい			
イソブチルアルデヒド	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCHO	V	焼付け塗装工程を有する事業場等		
ノルマルバレルアルデヒド	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> CHO	むせるような甘酸っぱい焦げた			
イソバレルアルデヒド	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> CHO	におい			
イソブタノール	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> OH 刺激的な発酵したにおい		塗装工程を有する事業場等		
酢酸エチル	CH <sub>3</sub> COOC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	刺激的なシンナーのようなにお	※出て40つは50回ではも、左より東米国		
メチルイソブチルケトン	CH <sub>3</sub> COCH <sub>2</sub> CH(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	V	塗装工程又は印刷工程を有する事業場		
トルエン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	ガソリンのようなにおい	₩		
スチレン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH=CH <sub>2</sub>	都市ガスのようなにおい	化学工場、化粧合板製造工場等		
キシレン	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等		
プロピオン酸	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> COOH	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等		
ノルマル酪酸	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> COOH	汗くさいにおい			
ノルマル吉草酸	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> COOH	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等		
イ ソ 吉 草 酸	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COOH	ひないに生に   いろみ フィチパーなりぐ・			

### 《ダイオキシン類》

1 環境基準 (悪臭防止法第7条)

(平成 11. 12. 27 環境庁告示第 68 号) (最終改正 令和 2. 3. 31 環境庁告示第 35 号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ∕m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエ
		アサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質
		量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L以下	JIS K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分
		解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解ガス
		クロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフ
		ラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオ
		キシンをいう。以下同じ)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれ
		ぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を
		2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る)

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
  - 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
  - 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という)により測定した値(以下「簡易測定値」という)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定法により測定した値とみなす。
  - 4 土壌にあっては、環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 (簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

## 第2 用語解説

### 【あ行】

### 〇 悪臭物質

大部分の人が不快に感じるにおいを悪臭という。悪臭の原因物質には、窒素化合物、硫黄化 合物、脂肪酸等が多い。

悪臭防止法では、主要な原因物質のうち機器分析で測定可能な次の22種を、特定悪臭物質として個別に濃度を規制している。アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸。

#### O アメニティ (amenity)

「快適性」、「居住性」、「快適な環境」など、ときには「環境保全」とも訳されているが、「人間的な 住み良さ」といった感じの言葉である。日本ではこのような思想の伝統が薄かったが、1976年のOECD(経済協力開発機構)の東京会議における指摘が契機となって、とくに都市環境整備の面で取り上げられている。諸外国におけるアメニティ保全施策の主なものは(1)歴史的風土の保存、(2)広告の規制、(3)樹木の保存、(4)デザインの規制などである。

#### 〇 硫黄酸化物(SOx)

硫黄(S)の酸化物のことであるが、主として二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>、亜硫酸ガスともいう。)と三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>、無水硫酸ともいう。)が問題となる。硫黄又は硫黄を含有する燃料(重に重油)が燃えるときに発生するが、一般の燃焼排ガス中にはSO<sub>2</sub>の方が多く、大気中で酸化されてSO<sub>3</sub>となり、湿った大気中では水蒸気と一つになって硫酸ミストとなる。刺激性の強い腐蝕性のある有毒なガスで、単独でも呼吸器を刺激し、せき、喘息、気管支炎などを起こすほか、動植物に悪影響を与える。ばいじんなど他の汚染物質との共存による相乗作用がある。

### 〇 一酸化炭素(CO)

無色、無臭の気体で、空気中で点火すると燃える。炭素の不完全燃焼で発生し、石炭ガス、溶鉱炉ガスなどに多量に含まれているが、燃料や鉱石の還元に使用される。大気汚染で主として問題となるのは、自動車等の内燃機関での不完全燃焼により排出される一酸化炭素である。一酸化炭素の毒性は血液中の血色素と結合してCO-ヘモグロビンを作り、血色素の酸素運搬力を奪うことによる。

#### 〇 一般廃棄物試験分別収集事業

通称:再利用ごみモデル収集事業。家庭から排出される燃えるごみのうち、プラスチック類や、紙類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、㈱太平洋セメント大船渡工場のセメント製造の原料(燃料、焼却後の灰はセメント原料の一部)として再資源化する大船渡市独自の試験的な取り組み。

### 〇 栄養塩類

炭素、水素、酸素以外の、無機塩類として存在する植物の生命を維持する栄養分として必要な、リン (P)、窒素 (N)、カリウム (K)、ケイ素 (Si) などの主要元素とマンガン等の微量元素のこと。

## 〇 オキシダント、光化学オキシダント

オキシダントとは酸化性物質の総称であるが、大気汚染防止法施行規則では「大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質」としており、環境基準の光化学オキシダントについては光化学反応により生成され、中性沃化カリウム溶液から沃素を遊離する酸化性物質で、二酸化窒素を除くものと範囲を示している。いわゆる光化学スモッグの原因物質として測定され、その値の増減と人や植物の被害とは関連している。オキシダントの生成の過程は不明な点が多いが、炭化水素と窒素酸化物が含まれた空気が、光(近紫外線)の作用で化学反応を起こして生ずるとされている。

### 〇 汚濁負荷量

汚濁物質が大気や水の環境に一定期間内に与える影響の総量を表す数値であり、濃度と総量 (排出ガス、排出水など)の積として算定される。

### 【か行】

### 〇 化学的酸素要求量(COD)

水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示す。海域や湖沼の汚染指標として用いられる。なお、河川の指標には、生物化学的酸素要求量(BOD)が用いられる。

#### 〇 化石燃料

太古の動植物が地殻の変動等に伴って、地下で熱や圧の影響を受け変性して燃料となったもので、石炭、石油及び天然ガスのことを総称している。

#### 環境基準

環境基本法第 16 条による定義は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。 (77 ページから 94 ページを参照)

### 〇 環境ホルモン

正式には外因性内分泌攪乱化学物質という。内分泌攪乱化学物質などと省略することも多い。 「環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す(攪乱する)」という意味で、 環境ホルモンと通称される。

### 〇 近隣騒音

一般家庭から出るピアノやクーラー等の音のほか、学校、広場等から発生する音、飲食店などの営業に伴う音、ちりがみ交換などの拡声器の音等をいい、都市化の進展、生活様式の多様化に伴って各地で問題となってきている。

#### 〇 下水道(公共下水道)

一般家庭及び工場からの汚水を衛生的に処理する施設で、雨水まで一緒に処理する合流式と、 汚水のみを処理する分流式とがある。汚水が流れる管渠、ポンプ場、処理場からなる。

#### 〇 公害

環境基本法 (1993 年) による公害の定義は、「環境の保全上のうち、事業活動その他の人の 活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底 の低質が悪化することも含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘削によるも のを除く)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずること」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある。近年では、広い視野で環境問題に取り組むことが重要という認識から、より広い概念として、環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

#### 〇 降下ばいじん

大気中に放出されたばいじんが、地表に降下するもの。不溶性物質と溶性物質とに分けられる。

#### 〇 公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。 ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、その終末処理場を有しているもの、又はこの流域下水道に接続している公共水道は除く。」と定義している。

したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外の全ての溝 渠、水路が公共用水域に包含される。

## 【さ行】

### 〇 再利用ごみモデル収集事業

一般廃棄物試験分別収集事業の通称。

#### 〇 指標生物

生物はその棲んでいる環境に適応して生育している。したがって、ある地域について特定の生物又は生物群を取り上げて、その種類、数又はその状態を知ることにより、その地域の環境が標準的なものかどうかを総合した形で客観的に判定する尺度とすることができる。このような目的で利用する生物を指標生物と呼び、環境汚染を対象とした指標生物調査としては、水棲昆虫群による水質汚濁度の分類、コケ類を利用した大気汚染の判定、アサガオを指標生物とした光化学オキシダントの発生状況調査などがある。

### 〇 浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの排水を処理するもので、下水道計画等のない地域では 生活排水の処理にもっとも適したものといえる。厚生労働省では補助制度を設けて浄化槽の普及を図っている。

#### 〇 水生生物

川底や川石の裏などに生息している生き物のことで、肉眼で確認できる程度の大きさをしている。

### 〇 生活雑排水

人の生活に伴って排出される汚水で、し尿を除いたもの。人が一日に排出するBOD負荷量は 40g/人・日で、内訳は、し尿 13g/人・日、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水が 27g/人・日となっている。このため、生活排水による都市河川の汚濁を防止するためには、生活雑排水の処理が必要となる。

### 〇 生物化学的酸素要求量(BOD)

20℃5日間で微生物が、河川水や排出水中の汚濁物質(有機物)を分解するときに必要とする酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

CODが海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

#### 〇 全窒素(T-N)

有機態窒素と無機態窒素 (アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態) の窒素化合物の総量。湖沼の 窒素に関する環境基準になっている。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因と なる。

### O 全リン(T-P)

有機態リン(粒子性有機態リン・溶解性有機態リン)と無機態リン(オルトリン酸態リン・重合リン酸)のリン化合物全体のこと。全リンは湖沼・海域に環境基準値が定められていており、全窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

## 【た行】

#### O ダイオキシン

一般に、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。ただし、ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDF及びPCDDにコプラナーPCBを含めて"ダイオキシン類"と定義された。

廃棄物燃焼炉などで非意図的に生成される。PCDFは135種、PCDDは75種、コプラナーPCBは十数種の仲間があり、このうち毒性があるとみなされているのは、PCDFは10種、PCDDは7種、コプラナーPCBは12種の計29種類である。

### つ 大腸菌数及び大腸菌群数

水域に糞便汚染がある場合には、同時に赤痢菌やチフス菌等の病原菌が存在する可能性があるため、公衆衛生上の問題となる。糞便汚染の指標として、温血動物(鳥類及び哺乳類)の腸管内に常在する通性嫌気性細菌の内で最も多い大腸菌が選択された。しかし、環境基準設定当時(昭和46年)の培養技術では、大腸菌のみを検出する技術はなく、菌の同定には高度な細菌学的知識と複雑な培養技術が要求されていた。そこで、大腸菌が有する生化学性状のうち、①乳糖を分解して酸とガスを生成する、②好気性または通性嫌気性である、③芽胞を形成しない(無芽胞)、④グラム陰性である、⑤桿菌である、という5つに着目し、その性状を全て備える細菌群をもって大腸菌の代わりとした。この細菌群が大腸菌群であり、糞便汚染の指標として用いられてきた。

今日では大腸菌の培養技術は確立されていることから、令和4年度より公共用水域の環境基準に採用された。大腸菌数は、培養し培地に現れたコロニー(集落)の数により示され、基準値は 90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目 (n は日間平均値のデータ数)のデータ値( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とされる。

排水基準については大腸菌群数が継続して適用されている。

#### 〇 地球温暖化

地球では、大気中に含まれる水蒸気( $H_2O$ )、二酸化炭素( $CO_2$ )、メタン( $CH_4$ )、対流圏オゾン( $O_3$ )、亜酸化窒素( $N_2O$ )などの温室効果ガスによって地球から宇宙空間へ放射される熱を逃がしにくくしている。地球温暖化は、人間の活動により二酸化炭素、メタン等の濃度が上昇して温室効果が強まり、その結果、気温が上昇し、人類や生態系がその基盤を置いている気候が変動することをいう。

なお、地球温暖化対策推進法で、排出が抑制されているのは次の6物質である。

①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④HFC類 ⑤PFC類 ⑥SF6

### 〇 窒素酸化物(NOx)

 $N_2O$ 、NO、 $NO_2$ 、 $N_2O_5$ がある。燃焼によって発生するのは大部分がNOで、排出後、次第に $NO_2$ に変化する。この両者が大気汚染物質として問題になってきた。

空気中又は燃料中の窒素に由来する。不完全燃焼状態では発生が少ないが、ばいじんや一酸 化炭素が増加するので、低減対策が難しい。

NO₂は環境基準が定められているが、都市部で達成率が低い。

東京都特別区などには、固定発生源の総量規制とともに、自動車排出ガスの上乗せ規制が適用されている。

#### 〇 底質

環境基本法における公害の定義では、水質の汚濁の範囲として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。底質とは堆積により水底に存在する堆積物、水底泥土そのもの、含有物等を総称していう。

#### 〇 テトラクロロエチレン(パークレン)

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。

繊維に対する作用がおだやかなので、ドライクリーニング用の溶剤として使われている。トリクレンと同様、焼却等により簡単に無機系の塩化物に戻すことができず、生物分解も困難であるため、環境中への蓄積、生物濃縮などが問題となっている。

WHO(世界保健機構)では、発がん性のおそれのある物質としている。

#### (Leq)

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルのことをいう。つまり、一定時間内の騒音の総エネルギー量の時間平均値をレベル表示(dB)した値。従来用いられてきた $L_{50}$ よりも、騒音に対する住民反応ともよく一致することから、近年、騒音環境基準を設定した諸外国では $L_{Aeq}$ を指標として採用するケースが多い。

### 〇 特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するため、各種の規制法の中で、それぞれ「特定施設」という概念を設けて規制監督を行っている。例えば、水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を流す施設等が特定施設として定められている。

## O トリクロロエチレン(トリクレン)

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。

不燃性で、溶解力(特に脱脂力)が大きく、金属に対する腐食性が小さいことなどから、金属脱脂洗浄の分野で多量に使用されている。

WHO(世界保健機構)では、発がん性のおそれのある物質としている。

## 【な行】

#### 〇 75%水質値(75%値)

公共用水域の水質を表す方法として一般的に年平均値が用いられる。BOD等生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として、通常の状態(低水流量異常の状態)の最高値に相当する水質である 75%水質値が用いられている。これは年間を通じて 4分の 3 (75%) の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値を 75%水質値としている。( $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

### 【は行】

#### 〇 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうち、直径が  $2.5 \mu m$  以下の超微粒子で、人体への影響がより大きいと考えられている。平成 21 (2009) 年に大気汚染物質として環境基準が定められた。ディーゼル排気 微粒子などがある。

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5  $\mu$  mの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

粒径が小さいことから、気管や肺の奥深くまで入りこみやすく呼吸器系や循環器系の疾患を引き起こすことから、平成 21 年に環境基準が設定された。

発生源は、工場・事業場、自動車・航空機・船舶等多様であり、物の燃焼により発生する粒子状物質は主に微小粒子領域に属する。また発生源における一次生成のほか、SOx・NOx・HC1・VOC 等のガス状の大気汚染物質が大気中での化学反応により凝縮・凝集して二次的に微小粒子が生成する。さらに我が国では硫酸塩や土壌粒子等の自然由来成分や海外からの移流による影響も示唆されており、総体的な大気中における組成や挙動、二次生成機構の解明等が課題となっている。

#### 〇 富栄養化

湖水中に溶解性栄養塩(窒素や燐等の化合物)が乏しく生物生産の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩が多く、生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へ変化していく現象を富栄養化という。

富栄養化が進むと藻類など低次生物の異常増殖を招き、酸欠などにより、魚などの高次生物が死滅し、食物連鎖が断たれるとともに有機汚濁が進行する。

#### 〇 浮遊物質(SS)

水中に懸濁している不溶性の物質を総称し、懸濁物質ということもある。水の濁りの原因となる SS には粘土、有機質、プランクトンのほか各種産業、生活排水中の微細な物質がある。測定は一定量の検水を採り、ろ過し、残留物を蒸発乾燥させて秤量して濃度を算出する。

## 〇 浮遊粒子状物質 (SPM)

昭和 48 年に環境基準が設定され、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が  $10 \mu$  m以下のものとして定義されている。浮遊粒子状物質については、工場、事業場からのばいじん、自動車排出ガスだけでなく土壌、自動車の巻き上げ等発生源が多様であり、その汚染機構は明らかでない部分が多い。

SPM は粒径  $10 \mu$  m以上の粒子を 100%除去したものをいい、PM2.5 や米国・欧州等で環境基準が設定されている PM10 と分粒の定義が異なる。SPM をこれらの定義にあてはめた場合、概ね PM7 に相当する。

#### 〇 フロン(クロロフルオロカーボン)

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称。

冷蔵庫の冷媒、スチロール樹脂の発泡剤、電子部品の洗浄剤などとして広く使用されてきた。 大気中に排出されると成層圏のオゾン層を破壊して、地上に降り注ぐ紫外線を増加させ、生態系が多大な影響を受けるといわれている。また、代替フロンを含むフロンは、強力な温室効果ガスであり、その温室効果は二酸化炭素の数千倍以上となっている。

国際的な枠組みとして、オゾン層保護のため、昭和62年に「モントリオール議定書」が制定され、現在先進国では1996年までにCFCが全廃、HCFCが2020年までに生産中止されることとなっている。また、地球温暖化防止のため、1997年の京都議定書により規制が行われている。国内では昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が制定された。

フロン回収破壊法は、フロン類排出防止強化及び生産量削減のため改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」として平成27年4月1日から施行された。

### 〇 粉じん

広義には空気又はガスなどに含まれる固体の粒子をいう。

空気中に浮遊している固体粉子を浮遊粉じん(Dust)という。英国のビーバー委員会では粒子直径  $1 \sim 76 \, \mu$  mのものを Dust と分類している。また、日本では粒径  $10 \, \mu$  m以下のものを浮遊粒子状物質、粒径  $2.5 \, \mu$  m以下のものを微小粒子状物質として環境基準の対象としている。大気汚染防止法では、粉じんは、「物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されている。平成元年に「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分され、特定粉じんとしては、石綿(アスベスト)が指定されている。

### 〇 閉鎖性水域

水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある水域をいう。このような水域は有機物や硝酸塩、リン酸塩などの流入により富栄養化しやすく赤潮などの発生を招く。

### 【や行】

#### 〇 有害物質

環境に放出され、環境を介して化学的反応等の結果として人を含めた環境に不当な被害を生ずる化学物質を有害物質というが、法令で規制される有害物質はそれぞれ限定されている。ばい煙に含まれる有害物質として大気汚染防止法で規制される物質は、①カドミウム(Cd)及びその化合物、②塩素(C1)及び塩化水素(HC1)、③弗素(F)、弗化水素(HF)及び弗化珪素、④鉛(Pb)及びその化合物、⑤窒素酸化物であり、施設の種類又は規模ごとに全国一律の排出基準が定められている。排出水(汚、排水)に含まれる有害物質として水質汚濁防止法で規制される物質は、①Cd及びその化合物、②シアン化合物、③有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)、④Pb及びその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒素(As)及びその化合物、⑦水銀(Hg)及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧PCB、⑨トリクロロエチレン、⑩テトラクロロエチレン等27物質であり、それぞれ排出水に含まれる量について全国一律の排水基準が定められている。

### 〇 溶存酸素(DO)

溶存酸素とは一般に液相中(又は水中)に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。

〔淡水中の飽和溶存酸素量:14.2mg/L(水温 0℃)、9.8mg/L(水温 15 度℃)、8.1mg/L (水温 25℃) 〕

河川の上流ではほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業廃水などにより汚染された河川の下流では有機腐敗性物質やその他の還元性物質により、生物化学的酸素要求量や化学的酸素要求量が増大し、溶存酸素は消費される、したがって、DOは試料の汚染の度合いを指示しているといえる。

また、魚介類や河川の自然浄化作用に関する好気性微生物などは溶存酸素を呼吸しているため、溶存酸素が減少すれば魚介類や好気性微生物は死滅する。

#### 〇 用途地域

都市計画法第8条1項に規定する用途地域には、次の13種類がある。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域として定められている。

それぞれの地域の指定目的は同法第9条に規定されている。

# 令和4年版 大船渡市の環境

令和5年3月 発行

発行/大船渡市市民生活部市民環境課 〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地 TEL0192-27-3111